

ふくしま青少年育成プラン

平成22年3月

福 島 県

はじめに



本県には、現代社会では希薄になりつつある思いやりの心などの温かな県民性やお互いを支え合う地域社会の絆というものがしっかりと息づいています。

このような環境の中で、本県の青少年は、スポーツや芸術文化など様々な分野において、全国レベルで優秀な成績を収めるなど、旺盛なチャレンジ精神の下、豊かな表現力や行動力を生かしすばらしい活躍をみせており、そのいきいきと輝く姿は、県民に大きな夢と希望を与えています。

しかしながら、少子化の進行、情報化社会の進展など青少年を取り巻く環境は大きく変化しており、非行、いじめ、不登校、虐待及びニートなど青少年に関する問題が一層複雑多様化しています。

青少年が被害者となる事件やさまざまな要因から社会生活を円滑に営む上での困難を抱える青少年も見られるなど、憂慮すべき状況にあります。

こうした中で、次代を担う青少年が、心身ともに健やかに成長し、意欲と創造力にあふれ、いきいきと輝くことを目指して、青少年の育成に積極的に取り組むため、新たな「ふくしま青少年育成プラン」を策定いたしました。

豊かな自然や地域の祭りなどの多様な伝統文化、お互いを支えあう地域の絆など、本県ならではの「地域力」を生かしながら、青少年一人ひとりが本来持っている伸びる力をはぐくみ、いきいきと夢に向かってチャレンジする青少年をみんなの力で育成したいと考えています。

県民の皆様には、このプランの趣旨をご理解の上、青少年育成により一層の御協力をいただきますようお願い申し上げます。

平成22年3月

福島県知事 佐藤雄平

ふくしま青少年育成プラン

目 次

第1章 プランの基本的な考え方	1
1 プランの策定の目的	1
2 プランの性格	1
3 プランの期間	1
4 プランの対象となる青少年	1
5 プランの構成	1
第2章 現状と課題	2
○ 青少年を取り巻く社会環境	2
1 少子化の進行	2
2 情報化社会の進展	3
3 安全・安心への関心の高まり	4
4 家庭生活の変化	5
5 雇用の不安定化	5
6 グローバル化の進展	6
○ 福島県のデータ	7
第3章 青少年育成の施策	19
1 基本理念及び基本目標	19
2 施策体系	20
3 基本的施策	22
□ 基本目標Ⅰ 豊かな心と健やかな体でいきいきと輝く青少年を育成します。	
1 豊かな心と健やかな体の育成	22
2 社会の変化に対応できる力の育成	26
□ 基本目標Ⅱ 一人ひとりが個性を生かし、人や社会とともに生きる青少年を育成します。	
1 社会的・経済的な自立の促進	31
2 青少年の人権と生活を守るために支援の充実	36
3 非行防止対策と立直り支援の充実	39
□ 基本目標Ⅲ 地域力を生かした思いやりあふれる環境の中で青少年を育成します。	
1 子どもをはぐくむ家庭づくりと大人の意識改革	42
2 青少年を育成する地域力の強化	45
3 社会環境の健全化	50
第4章 プランの実現に向けて	52
1 県の推進体制	52
2 プランの普及	52
3 プランの進行管理等	52
4 地域全体での取組み	52
5 市町村との連携	52
6 県民運動の展開	53
7 県民一人ひとりの取組み	53

第1章 プランの基本的な考え方

1 プランの策定の目的

将来の福島県を担う青少年一人ひとりが、心身ともに健やかに成長し、意欲と創造力にあふれ、いきいきと輝くことを目指して、本県の青少年育成施策の方向性を示すとともに、県民あげて青少年育成を推進する指針となるよう、新たな計画を策定しました。

2 プランの性格

- (1) このプランは、県政運営の基本指針として策定された「福島県総合計画『いきいきふくしま創造プラン』」を青少年の健全育成の面から実現することを目指した計画です。
- (2) 県の青少年育成関連施策の目標を明確にし、総合的な取組みを推進するとともに、家庭、学校、職場、地域、行政機関などが協力・連携して青少年育成を推進するための指針となるものです。
- (3) 平成21年7月に公布された「子ども・若者育成支援推進法」の基本的な理念を踏まえて作成しています。
- (4) 「第6次福島県総合教育計画」、「うつくしま子ども夢プラン（後期行動計画）」等、県の各種計画と整合性を図った計画です。

3 プランの期間

福島県総合計画と将来展望を共有しながら、平成22年度（2010年度）を初年度とし、平成26年度（2014年度）を目標年度とする5か年計画とします。

4 プランの対象となる青少年

このプランでは、青少年を国の青少年育成施策大綱で対象としている「0歳～概ね30歳未満」とします。ただし、家族以外の大人や社会とのさまざまな関わりが増える小学校就学時以降にウェイトを置き、施策によっては30代を含みます。

5 プランの構成

- (1) 第1章は、計画の基本的な考え方として、策定の目的、計画期間、策定の考え方、計画の対象について記載しています。
- (2) 第2章は、青少年を取り巻く現状を分析し、青少年育成のための課題を明らかにします。
- (3) 第3章は、青少年育成の施策について、基本理念及び基本目標とともに、県が取り組むべき施策について、体系化し、推進方策を示します。
- (4) 第4章は、計画の実現に向けての県の推進体制や、各推進主体の連携方策等について記載しています。

第2章 現状と課題

○青少年を取り巻く社会環境

本県は、多くの先人が守り育ててきた豊かな自然や多様な伝統文化等の特色ある地域資源に恵まれており、また、思いやりの心などの温かな県民性やお互いを支え合う地域社会のきずなというものがしっかりと息づいています。

このような環境の中で、本県の青少年は、スポーツや芸術文化等において全国レベルで優秀な成績を収めるなど、その旺盛なチャレンジ精神のもと、豊かな表現力や行動力を活かし、さまざまな分野ですばらしい活躍をしており、県民に大きな夢と希望を与えてています。

福島県の将来を担う青少年が、豊かな社会性と創造力を身につけ、自ら考え、責任ある行動ができる人間として成長していくことは、県民すべての願いです。青少年一人ひとりが本来持っている伸びる力を、さまざまな人々や豊かな自然、多様な伝統文化とのかかわりの中でうまく引き出し、その可能性を広げるとともに、自ら夢に向かってチャレンジする意欲や創造力、行動力を養っていくことが重要となっています。

また、青少年の育成における家庭の果たす役割の重要性を認識しつつ、家庭、学校、職場、地域、行政機関等の連携を強化することにより、地域全体で青少年が健やかに成長できる環境づくりを進めていくことが必要となっています。

少子化の進行、情報化社会の進展など青少年を取り巻く環境は大きく変化しており、非行、いじめ、不登校、虐待、ニートなど青少年を巡る問題が一層複雑多様化していることは、本県でもその例外ではありません。

さまざまな要因から社会生活を円滑に営む上での困難を抱える青少年やその家族に対しては、一人ひとりの状況に応じた適切な対応や支援が必要となっています。

1 少子化の進行

我が国は、出生数の減少、平均寿命の延伸などにより、世界でも類のない速さで少子高齢化が進み、本格的な人口減少時代が到来しています。

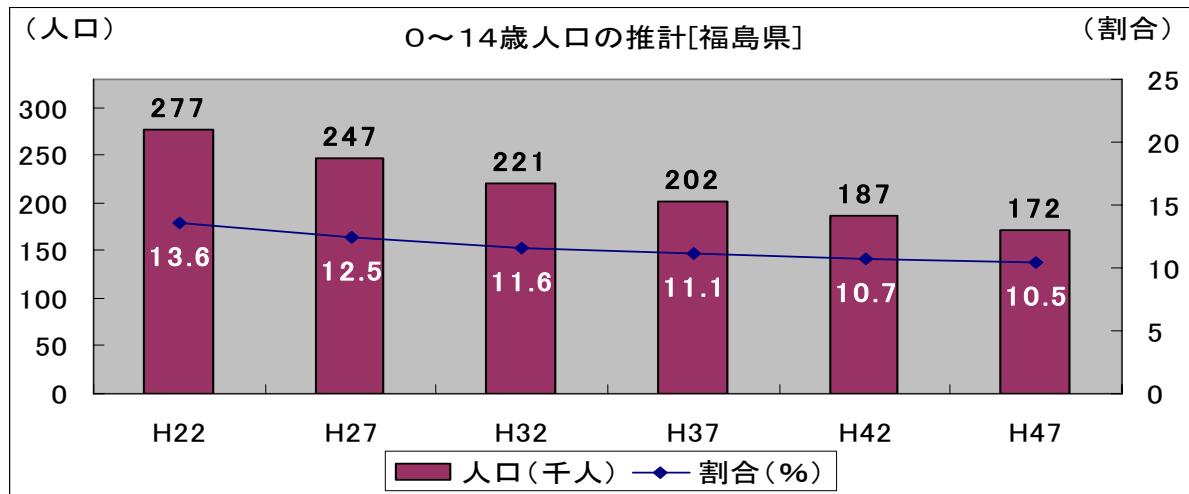
少子化により、一人ひとりの子どもに対する教育などが充実されるとの見方もある一方で、集団遊びなどを通して切磋琢磨したり、豊かな自然体験や多様な社会経験などを通して、社会性や自立心などをはぐくむ機会が減少するとともに、親が子どもを大切に思うあまり、過保護・過干渉になる傾向が見られ、こうしたことから子ども自身が自ら考え、主体的に判断し、行動するという姿勢が育たず、依存的傾向の強い、指示待ちタイプの子どもも見受けられます。

また、現在の若い親世代の多くは、実生活において乳幼児に接したり、幼い弟妹の世話を大勢の年の違う子どもと接する機会など、育児能力をはぐくむことにつながる体験が少ないまま大人になってきている現状があり、核家族化等が進行する中、子育て等に対する不安や負担感は大きくなっています。

【課題】

★ 自然体験、ボランティア活動、地域行事への参加、社会参画など、青少年の発達段階に応じた豊かな体験や多様な交流を持ち、自らの可能性を伸ばし、他者とともに次代の社会を担うことのできる力を養っていくことが必要となっています。

- ★ 子育てや家庭教育における不安や負担感が大きくなっている状況にあり、家庭、学校、職場、地域などの連携を強化し、青少年が健やかに成長できるよう地域全体で支え合うことが必要となっています。



(国立社会保障・人口問題研究所：日本の都道府県別将来推計人口（平成19年5月推計）)

2 情報化社会の進展

情報通信技術の進歩は、インターネット等のメディアを通じ、世界中の人たちとの情報交換を可能にするなど、地域間格差の解消や生活の利便性の向上に大きく寄与しています。また、青少年の携帯電話等の利用も急速に進んでおり、さまざまな情報を取得し、自分の意見を広く発信できるようになるなど、新たなコミュニケーションツールとして利用されています。

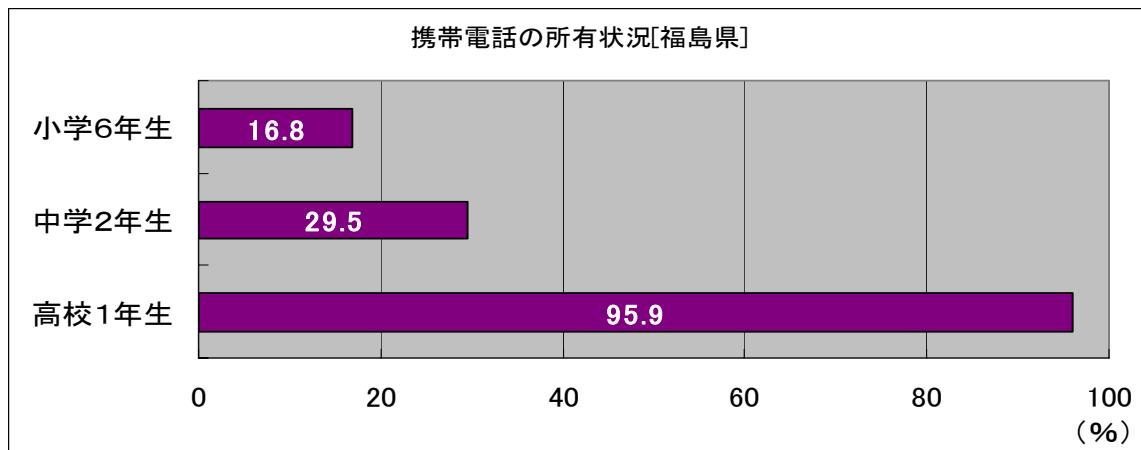
一方で、コミュニケーションの多くを電子メールやインターネットサイトに頼る青少年が増えており、このような情報メディアへの過度の依存は、青少年の人格形成に必要な実体験の機会を少なくし、コミュニケーション能力や対人関係をつくる力を低下させることができます。

また、インターネット上には、違法・有害な情報が氾濫しており、青少年の問題行動を助長する要因ともなっています。特に、携帯電話の利用においては、大人の目が届きにくく、ネット上のいじめや児童買春などに巻き込まれることが懸念されています。

【課題】

- ★ これからの中間社会においては、青少年自身が情報を的確に選択する能力を養い、情報に振り回されることがないようにするとともに、情報メディアを適切に使いこなし、生活に役立てていくことが必要となっています。
- ★ また、保護者は、インターネット上に違法・有害な情報が氾濫していることや、いじめ等さまざまな問題が生じていることを認識し、自らの教育方針や子どもの発達段階に応じ、その利用状況を適切に把握するとともに、フィルタリング¹の利用その他の方法によりインターネットの利用を適切に管理することが必要となっています。

¹ フィルタリング：利用者の意思によって、インターネット上の青少年にとって有害なウェブ情報へのアクセスを自動的に遮断することができる技術的手段で、有害サイトブロック、ウェブフィルタリングなどとも呼ばれます。また、携帯電話ではアクセス制限サービスと呼ばれています。



(平成21年9月福島県教育委員会調査（抽出調査）)

3 安全・安心への関心の高まり

日々安全で安心に過ごせる社会であることは、すべての人の願いであり、青少年がこうした環境のなかで健やかに成長できるようにすることは大人の大切な役割です。

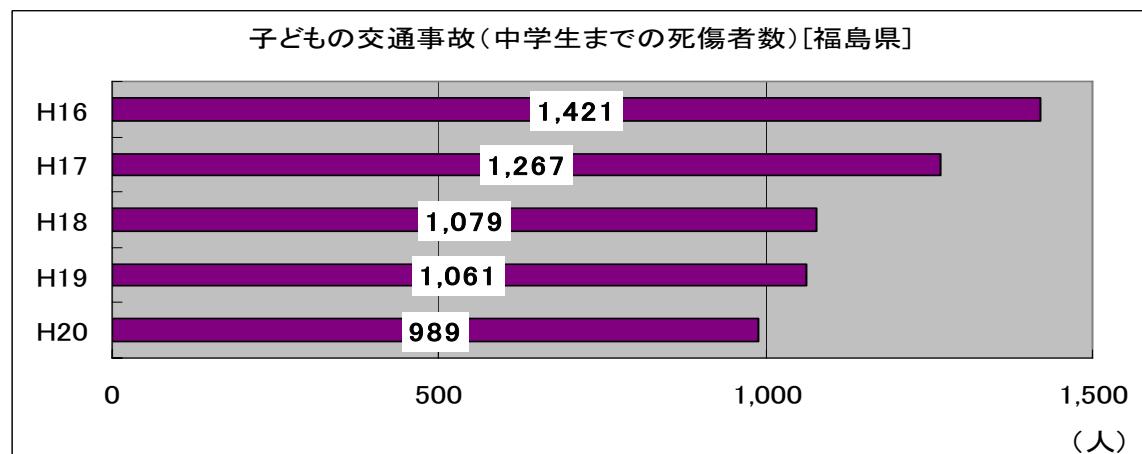
しかし、社会生活における規範意識や子どもの安全を見守る地域の力の低下などを背景に、青少年が身近な生活の場で犯罪や事故などに遭うことも少なくありません。

また、インターネットを通じた商品の売買等において青少年がトラブルに巻き込まれることも増えています。

さらに、青少年が被害者となる場合だけでなく、青少年が加害者となる重大な事件も発生しています。背景として、家族や周囲とのコミュニケーションの欠如、周囲からの孤立感など、様々な指摘がされています。

【課題】

- ★ 家庭や学校をはじめとする地域の人が、「地域の子どもは地域で守る」という意識を持ち、一体となって青少年の安全を守る取組みを進めていくとともに、青少年が積極的に人や社会とかかわっていくよう支援することが必要です。
- ★ また、青少年自身についてもさまざまなトラブルから自分を守る力を養っていくことが必要となっています。



(福島県・福島県警察本部)

4 家庭生活の変化

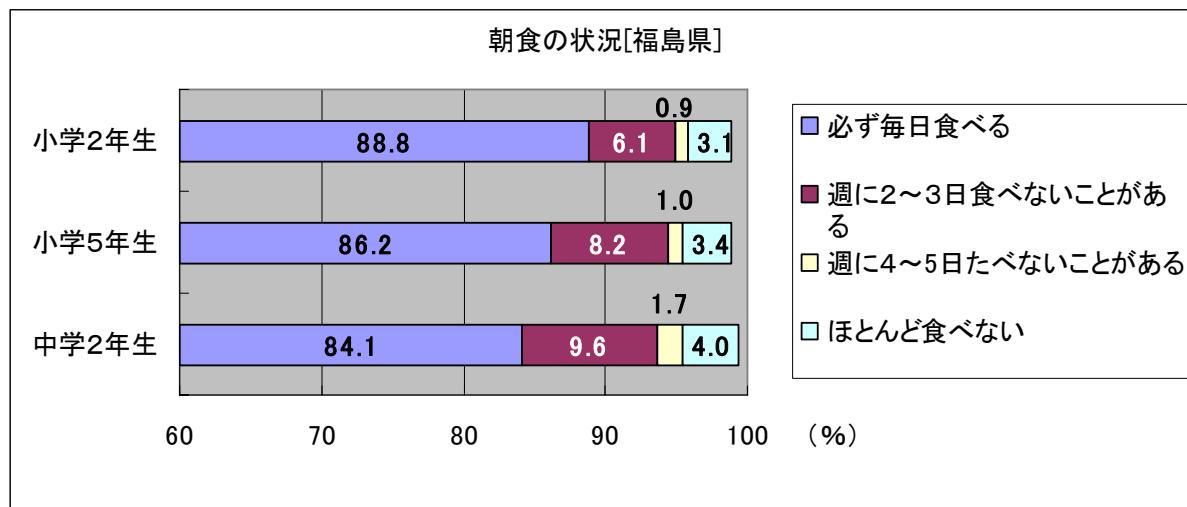
家庭は、子どもが食事やあいさつなどの基本的な生活習慣や命の大切さ、他者への思いやりなどの基本的倫理観を身につける上で、最も大切な役割を担っています。

しかし、テレビ、ゲーム、パソコン等の普及により、子どもが自室などで一人で過ごす時間が増えるとともに、親の長時間労働などから、親子が家庭で一緒に過ごす時間が減少しており、親子のコミュニケーションが不足してきています。

また、娯楽・サービス施設の深夜営業など社会の夜型化が進む中、家庭生活も夜型化しており、このことは睡眠時間の減少や朝食の欠食など基本的な生活習慣の乱れにつながる傾向があります。

【課題】

- ★ 食事やあいさつなどの基本的な生活習慣は、豊かな心と健やかな体をはぐくむ基礎となるものであり、幼児期から家庭でしっかりと身につけさせが必要となっています。
- ★ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進するなど、子どもとふれあいやい環境づくりを進めていく必要があります。
- ★ また、青少年の成長過程においては、大人の意識や行動、社会の風潮などが大きく影響していることを認識し、大人自身が、青少年の身近な手本となっていくことが必要となっています。



(福島県教育委員会「平成17年度食生活等実態調査及び食に関する指導状況等調査」)

5 雇用の不安定化

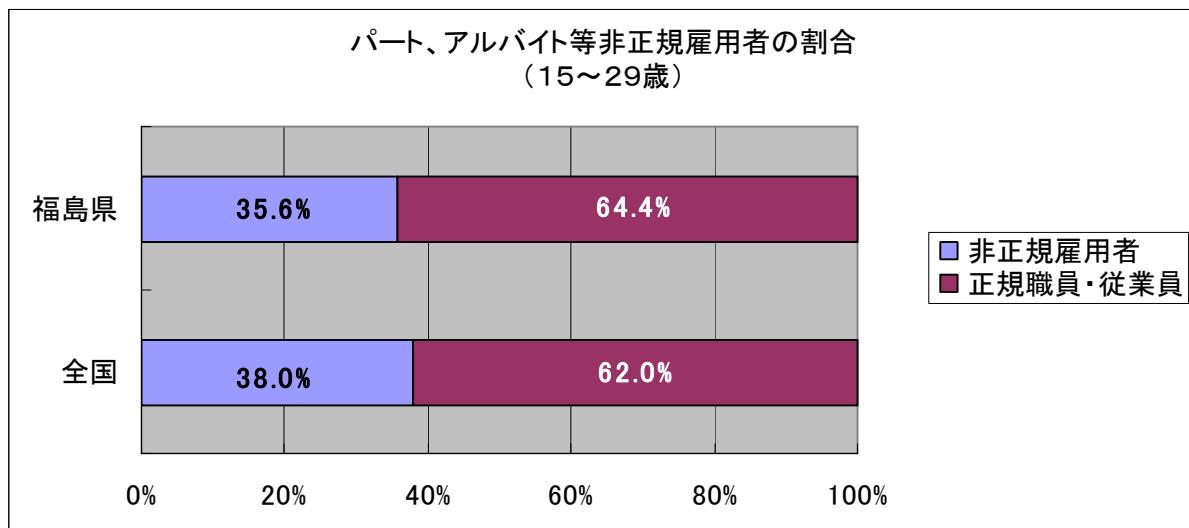
経済のグローバル化が進展し、派遣労働やパートタイム等の急速な拡大など雇用の多様化・流動化が進む中、平成20年の米国発の金融危機を契機とする世界的な経済不況の影響を受け、我が国の経済・雇用環境は急速に悪化し、とりわけ若者の雇用情勢は厳しい状況にあり、非正規雇用等の不安定な就労環境などから将来の展望を描きにくい状況となっています。

このような中、若者の社会的・経済的な自立の遅れが問題となっており、就職後早期に離職する若者や無業の若者（ニート）が増加しています。このような状況は、少子化による労働力不足が懸念される中、本人の個人的問題にとどまらず、将来的には社会全体に深刻な影響を与えることが懸念されます。

次代の社会の担い手である青少年には、実社会での体験などを通して社会観・職業観を養っていくことが必要ですが、現在の青少年はそのような直接体験が不足しており、職業意識や就労意欲の低下につながっていることが懸念されます。

【課題】

- ★ ボランティア活動などさまざまな機会を通して、実社会との関わりを豊かにしていくとともに、学校等におけるキャリア教育²などの一層の充実を図ることが必要となっています。
- ★ 高度化する社会に対応した産業人材の育成、雇用・就業機会の創出が必要となっています。
- ★ 何らかの理由で就労困難な若者に対しては、一人ひとりの状況に応じた相談支援や社会体験、職業能力の開発支援などの機会を充実していくことが必要となっています。



(平成19年「就業構造基本調査」)

6 グローバル化の進展

交通ネットワークや情報通信技術の進展により、国境を越えた人や物、情報などの交流が一層活発になっています。一方で、環境問題や人口問題など地球規模で取り組む必要のある課題が明らかになるなど、国際的な相互依存関係が深まっています。

このような中、スポーツや文化、あるいはボランティアなどのさまざまな分野で世界を舞台に自らの力に挑戦する多くの青少年がいます。

これからの中においては、さまざまな面で国際標準での競争が求められるとともに、同じ地球に住むものとして互いに協調・共生していくことが大切です。

【課題】

- ★ グローバル化が一層進展する中、青少年においては地球市民としての意識を持ち、国際的な広い視野と、文化や価値観などの「違い」を受け入れ、尊重するとともに、価値観の異なる人々とともに生きることができる寛容さやしなやかな感性を身につけることが必要です。また、自分の住む地域や日本を知ることなどを通じて、しっかりと自己を確立していくことが必要となっています。

² キャリア教育：子どもたちが「生きる力」を身に付け、明確な目的意識を持って日々の学業生活に取り組む姿勢、激しい社会の変化に対応し、主体的に自己の進路を選択・決定できる能力やしっかりとした勤労観、職業観を身に付け、それぞれが直面するであろう様々な課題に柔軟にかつたくましく対応し、社会人・職業人として自立していくことができるようすることを目的としています。

○福島県のデータ

1 年少人口

平成21年4月1日現在の15歳未満の年少人口は287,059人で、平成11年から約6万7千人減少しています。また、29歳までの年齢区分で比較してみると約15万人減少しています。

○年少人口（0歳～14歳）（単位：人、%）

	H11.4.1現在	H21.4.1現在	差
0～14歳人口	354,172	287,059	67,113（減少）
総人口に占める割合	16.6%	14.0%	2.6ポイント（減少）

（福島県現住人口調査）

○青少年の数（0歳～29歳）（単位：人、%）

	H11.4.1現在	H21.4.1現在	差
0～29歳人口	746,653	596,205	150,448（減少）
総人口に占める割合	35.0%	29.2%	5.8ポイント（減少）

（福島県現住人口調査）

県内の年少人口は、昭和25年以降は出生数の減少傾向を反映し、減少を続けており、このような傾向は今後長期間にわたって続くと予測されています。

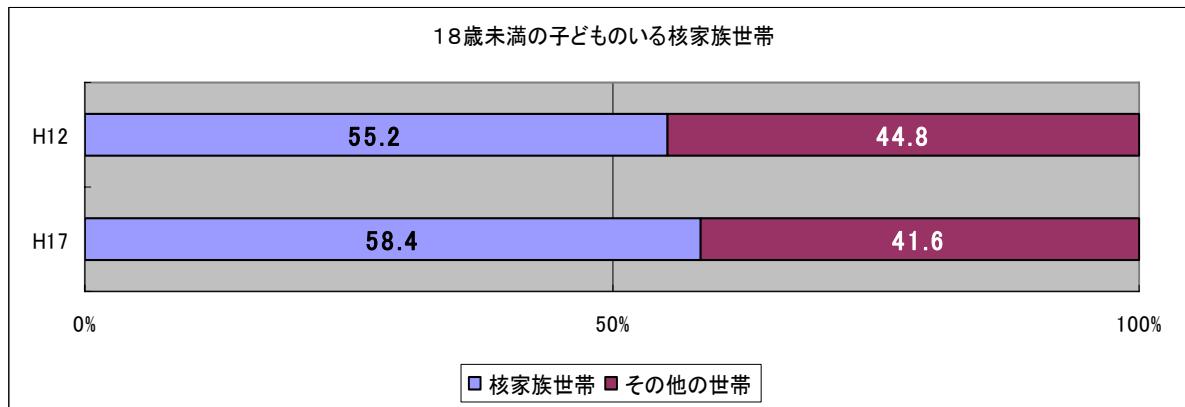
○年少人口の推計（単位：千人、%）

	H22	H27	H32	H37	H42	H47
0～14歳人口	277	247	221	202	187	172
総人口に占める割合	13.6	12.5	11.6	11.1	10.7	10.5

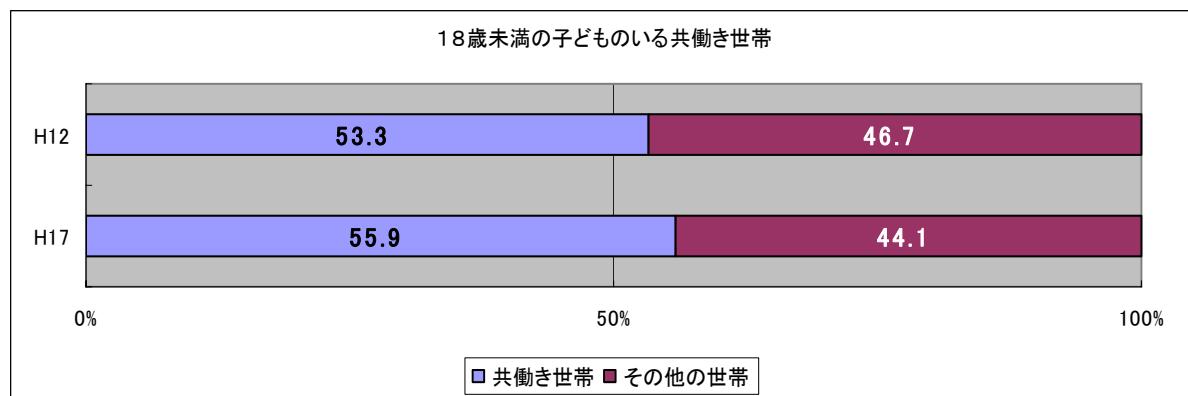
（国立社会保障・人口問題研究所：日本の都道府県別将来推計人口（平成19年5月推計））

2 世帯の状況

一般世帯の平均人員は減少傾向にあり、18歳未満の子どものいる世帯の5割以上が、核家族・共働きの世帯となっており、これは一般世帯全体の割合より高くなっています。また、母子家庭が増加しています。



（国勢調査報告）

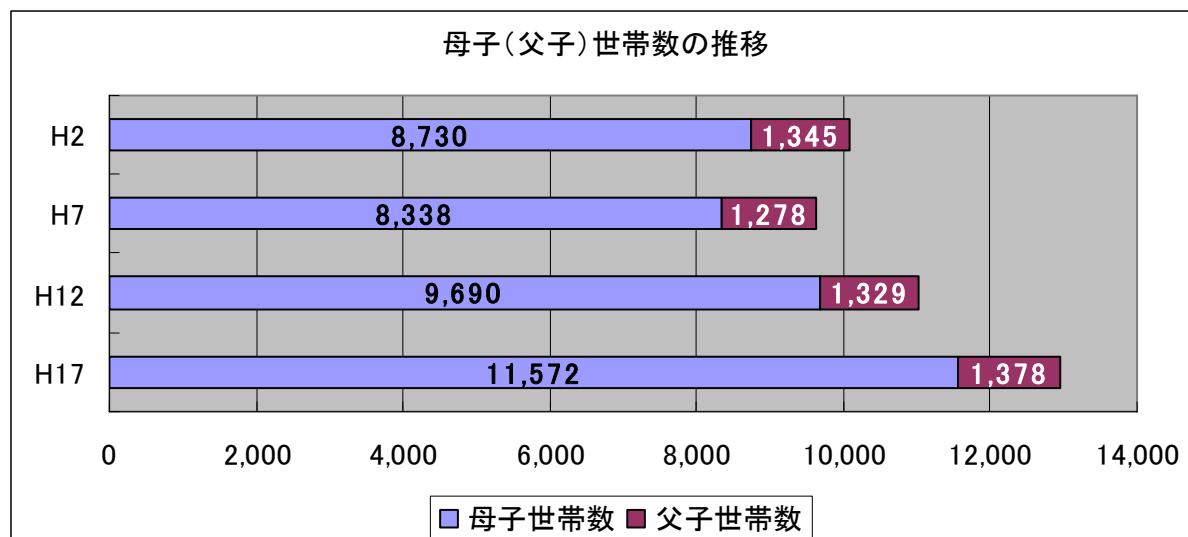


(国勢調査報告)

○一般世帯の状況（一般世帯全体）（単位：人、%）

	一般世帯の平均人員（人）		核家族世帯割合（%）		共働き世帯割合（%）	
	本県	全国	本県	全国	本県	全国
2000年(H12)	3.05	2.67	52.12	58.42	36.17	28.09
2005年(H17)	2.91	2.55	52.33	57.87	33.14	26.57

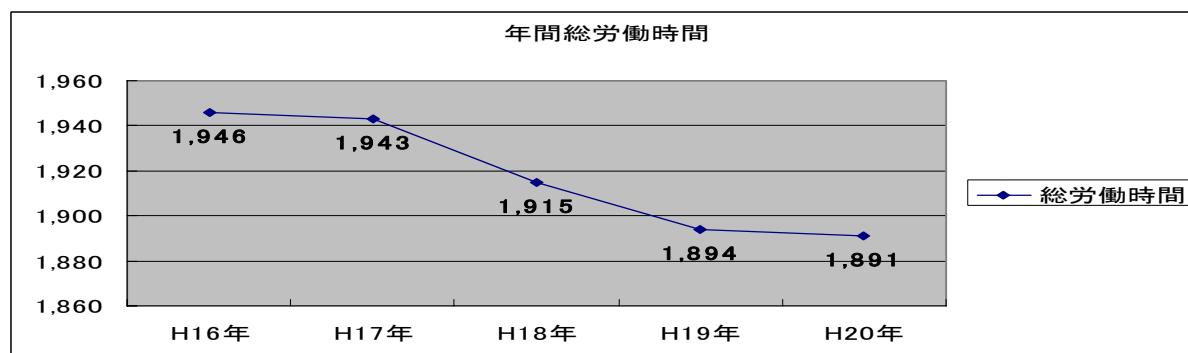
(総務省「社会生活統計指標」)



(国勢調査報告) ※母子(父子)世帯とは、未婚・死別又は離婚の女親(男親)と、その未婚の20歳未満の子どものみからなる一般世帯

3 労働時間

平成20年の労働者の年間総労働時間は1,891時間で、平成16年と比べると55時間減少していますが、全国の1,792時間より99時間長くなっています。



(毎月勤労統計調査)

なお、平成19年就業構造基本調査（総務省：全国）では、週間就業時間は短時間就業と長時間就業に二極化する傾向にあるとともに、25歳から44歳までの正規雇用の男性の2割以上が1週間に60時間以上就業しているとの結果が見られます。

4 就寝時間等

社会全体の傾向として生活時間が深夜にまで及んできており、就寝時間の遅い子どもたちも少なくありません。また、食生活に関しては、朝食の欠食や孤食などの問題が見られます。

○就寝時間（単位：%）

就寝時間	22～23時	23～24時	24時以降
小学2年生	19.1	2.6	0.2
小学5年生	48.7	12.7	1.8
中学2年生	19.9	45.3	31.0

（福島県教育委員会「平成17年度食生活等実態調査及び食に関する指導状況等調査報告書」）

○朝食の状況（単位：%）

	必ず毎日食べる	週に2～3日食べないことがある	週に4～5日食べないことがある	ほとんど食べない
小学2年生	88.8	6.1	0.9	3.1
小学5年生	86.2	8.2	1.0	3.4
中学2年生	84.1	9.6	1.7	4.0

（福島県教育委員会「平成17年度食生活等実態調査及び食に関する指導状況等調査報告書」）

○食事（朝食）の形態（単位：%）

	家族そろって食べる	おとなや家族の誰かと一緒に食べる	子どもだけで食べる	一人で食べる
小学2年生	34.5	29.2	19.4	12.8
小学5年生	27.9	33.8	22.6	11.5
中学2年生	21.9	27.1	19.1	26.5

（福島県教育委員会「平成17年度食生活等実態調査及び食に関する指導状況等調査報告書」）

5 地域の養育力

都市化などの進行から地域における養育力の低下が懸念されていますが、平成21年度県政世論調査によると「地域の養育力は低下している」との回答は56.3%でした。なお、「変わらない」は21.4%、「向上している」は4.1%となっています。

また、子どもを健やかにはぐくむために、地域で特に力をいれるべきこととして「礼儀やしつけを教える（75.2%）」、「異なる年齢の人たちとの交流（40.0%）」、「自然とふれあう機会や体験（36.9%）」、「子どもの安全を確保するための活動（33.3%）」に対する意見が多くなっています。

6 青少年活動

県内各地域でさまざまな青少年活動が行われていますが、少子化の進行などもあり、各種の青少年団体の数は減少傾向にあります。

また、社会生活基本調査(平成18年)における青少年のボランティア活動体験率は20.2%であり、前回調査(平成13年)より1.2ポイント上昇しましたが、全国平均(20.7%)よりは低くなっています。

○少年団体の状況（単位：[上段]団体数、[下段]団員数（人））

	子供会	ボーイ スカウト	ガール スカウト	スポーツ 少年団	青少年 赤十字	緑の 少年団	少年消防 クラブ	その他	計
H15	3,204 118,730	54 2,913	24 840	1,312 35,145	807 176,663	112 7,011	136 8,775	67 3,656	5,716 353,733
H20	2,797 94,229	38 1,363	20 444	1,452 34,439	414 101,776	100 6,301	134 9,250	64 2,028	5,019 249,830

(社会教育課調べ)

○青年団体の状況（単位：団体数、会員数（人））

団体数	地域青年団				その他青年団体		合計		
	15～24	25～	年齢別会員数		団体数	会員数	団体数	会員数	
			年齢別不詳	合計					
H17	112	370	1,052	—	1,422	138	31,330	250	32,752
H20	81	196	577	227	1,000	108	30,669	189	31,669

(社会教育課調べ)

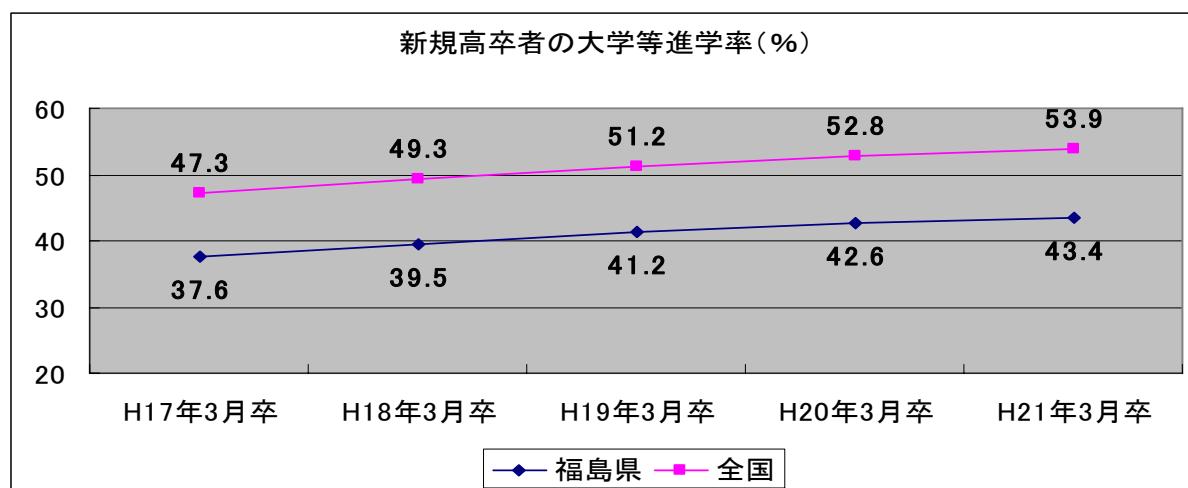
○青少年（15～24歳）のボランティア活動体験率（単位：%）

	H13	H18
本県	19.0	20.2
全国	21.7	20.7

(総務省：社会生活基本調査)

7 大学等進学率

本県の大学等進学率は、年々上昇しており、平成21年3月卒業の新規高卒者では43.4%（全国平均53.9%）となりました。しかし、全国平均との格差は平成17年の9.7ポイントから10.5ポイントに広がっています。



(学校基本調査)

8 青少年の就労状況

(1) 就業者数等

就業構造基本調査によれば、本県の15歳から29歳までの約半数は有業者と推計され、また、役員を除く雇用者のうち3人に1人以上がいわゆる非正規雇用と推計されています。また、性別による賃金の格差が見られます。

○有業者の推計人口（単位：千人、%）

年齢	15～19		20～24		25～29		合計	
	有業者	無業者	有業者	無業者	有業者	無業者	有業者	無業者
人口	16.4	98.0	66.6	31.2	93.5	19.7	176.5	148.9
比率	14.3	85.7	68.1	31.9	82.6	17.4	54.2	45.8

(総務省「平成19年就業構造基本調査」)

○15歳から29歳のパート、アルバイト等非正規雇用者数（単位：人、%）

	非正規雇用者（a）	正規職員・従業員（b）	(a) / (a+b)
本県	61,200	110,500	35.6%
全国	4,517,400	7,364,500	38.0%

(平成19年「就業構造基本調査」より内閣府作成資料) ※(b)は役員を除く

○学歴別初任給（単位：千円）

	男女計		男		女	
	大学卒	高校卒	大学卒	高校卒	大学卒	高校卒
本県	190.3	150.0	193.7	152.9	183.9	144.6
全国	198.7	157.7	201.3	160.0	194.6	154.3

(厚生労働省「平成20年度賃金構造基本統計調査」)

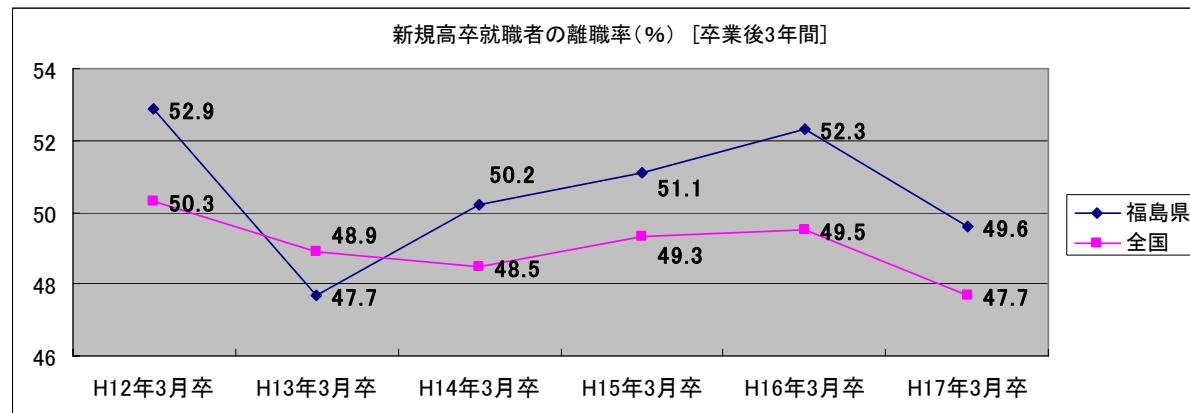
(2) 就労状況

新規高卒者の就職決定率は、年々上昇し全国平均を上回るレベルで推移していますが、平成21年3月卒については、経済情勢の悪化に伴い下降しています。また、新規高卒者の離職率は、全国平均を上回っており、卒業後3年以内に約5割の者が離職しています。

○新規高卒者の就職状況（6月末）（単位：%）

	H15.3卒	H16.3卒	H17.3卒	H18.3卒	H19.3卒	H20.3卒	H21.3卒
就職決定率	93.9	96.7	99.1	99.7	99.8	99.8	98.6

(学習指導課・私学法人課調べ)



(厚生労働省職業安定局若年者雇用対策室データ)

9 若年無業者（ニート）

労働力調査によると全国の若年無業者（ニート）³（15歳から34歳）は、平成20年で64万人となっており、本県の若年無業者（ニート）は、同調査を基にすると平成20年で約9千人と推計⁴されます。

○若年無業者（ニート）数（単位：人）

	H17年	H18年	H19年	H20年
本県	約8,700～ 9,500	約8,500～ 9,200	約8,500～ 9,200	約8,700～ 9,500
全国	640,000	620,000	620,000	640,000

（総務省「労働力調査」を基に作成）

10 学校に係る諸問題

（1）いじめ

本県でのいじめの千人当たりの認知件数は全国平均を大きく下回っていますが、いじめは人権に関する事柄であり極めて重要な課題です。

○いじめの認知件数（国公私立の小・中・高・特別支援学校）

	本県	全国	千人当たりの認知件数	
			本県	全国
H16年度	31	21,671	0.1	1.6
H17年度	37	20,143	0.1	1.5
H18年度 ※	741	124,898	2.8	8.7
H19年度	455	101,097	1.8	7.1
H20年度	299	84,648	1.2	6.0

（文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」）

※18年度から調査基準見直し（いじめの定義「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。なお、起きた場所は学校の内外を問わない」）

○いじめによる検挙・補導状況

	H17年	H18年	H19年	H20年
件数	6	1	0	0
人員	22	2	0	0

（福島県警察「少年の非行」）

³ 若年無業者（ニート）：この調査では、15歳から34歳の非労働力人口（調査週間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、休業者及び完全失業者以外の人）のうち家事も通学もしていない人のことです。

⁴ 県値の推計方法は、全国値を総務省「国勢調査」の人口を参考に按分して求めています。

(2) 不登校、中途退学

不登校の千人当たりの出現数は全国平均を大きく下回っていますが、いわゆる「中1ギャップ」等の問題が指摘されています。（「中1ギャップ」とは、小学6年生から中学1年生になり、学習や生活の変化になじめずに不登校などの学校不適応を示す生徒が増える現象をいいます。）

平成20年度の高等学校の中途退学率は1.3%（退学者数793人）で、全国で一番低くなっています。

○不登校の児童生徒数（国公私立の小・中学校）

	本県	全国	千人当たりの出現数	
			本県	全国
H16年度	1,822	123,358	9.2	11.4
H17年度	1,766	122,287	9.0	11.3
H18年度	1,902	126,894	9.9	11.8
H19年度	1,863	129,255	9.8	12.0
H20年度	1,746	126,805	9.4	11.8

（文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」）

○中途退学者と中途退学率（国公私立高等学校の全日制・定時制）

	中途退学者		中途退学率 (%)	
	本県	全国	本県	全国
H17年度	1,062	76,693	1.5	2.1
H18年度	944	77,027	1.4	2.2
H19年度	877	72,854	1.4	2.1
H20年度	793	66,243	1.3	2.0

（文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」）

11 青少年の安全と問題行動

(1) 交通事故

中学生までの交通事故は少なくなっていますが、傷者数は依然として高い水準にあり、中でも自動車に同乗中の事故が約半数を占めています。

また、高校生では、自転車による出会い頭の事故が多くなっています。

○中学生までの交通事故（単位：人）

	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年
死者数	7	5	1	0	2
傷者数	1,414	1,262	1,078	1,061	987

（福島県・福島県警察本部）

○高校生の被害事故の状況（単位：人）

	H19年	H20年
死者数	2	1
傷者数	692	626

（福島県・福島県警察本部）

○状態別死傷者数（平成20年）（単位：人）

	自転車	四輪車	歩行中	二輪車	その他
死者数				1	
傷者数	455	119	27	24	1

（福島県・福島県警察本部）

(2) 犯罪や虐待などによる被害

①少年の福祉を害する犯罪

青少年健全育成条例違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反などの「少年の福祉を害する犯罪」による検挙件数等は増加傾向にあり、青少年健全育成条例違反では、深夜の連れ出し行為が多くなっています。

○少年の福祉を害する犯罪（単位：件数、人）

	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年
件数	82	88	129	114	154
被害者数	90	71	79	93	164

(福島県警察「少年非行の概況」)

②児童虐待

平成20年度に、児童相談所で受け付けた児童虐待の相談件数は237件で、3年連続して200件を超えており、身体的虐待やネグレクト⁵に関する相談が多くなっています。

○児童相談所における虐待相談受付件数

	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年
相談件数	185	160	245	271	237

(福島県青少年行政事業計画書)

③ドメスティック・バイオレンス

ドメスティック・バイオレンス⁶の相談件数は増加しています。暴力行為を目撃することで子どもが心理的外傷を受けることや、思春期や青年期にある若い恋人間での暴力などが懸念されます。

(3) 携帯電話の利用状況等

本県の児童生徒における携帯電話の所有状況（平成21年9月福島県教育委員会調査（抽出調査））は、小学6年生16.8%、中学2年生29.5%、高校1年生95.9%で、携帯電話の利用時間は、小学6年生では「1時間未満」(68.6%)が最も多く、中学2年生では「1時間未満」(37.5%)、「2～3時間未満」(21.9%)が、高校1年生では「1～2時間未満」(28.0%)、「1時間未満」(24.7%)、「2～3時間未満」(23.0%)が多くなっています。

このような中、携帯電話の利用を通じて性的被害にあう場合もあり、最近では、出会い系サイト以外の自己紹介サイトなどを通じた犯罪被害事件が増えてています。

また、上記の調査によれば、インターネットやメールで知り合った人に「会おう」と誘われた経験のある児童生徒は、小学6年生で1.0%、中学2年生6.1%、高校1年生14.9%でした。

○出会い系サイト等に係る少年の性被害（単位：人）

	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年
被害者	12	16	30	28	38

(福島県警察「少年非行の概況」)

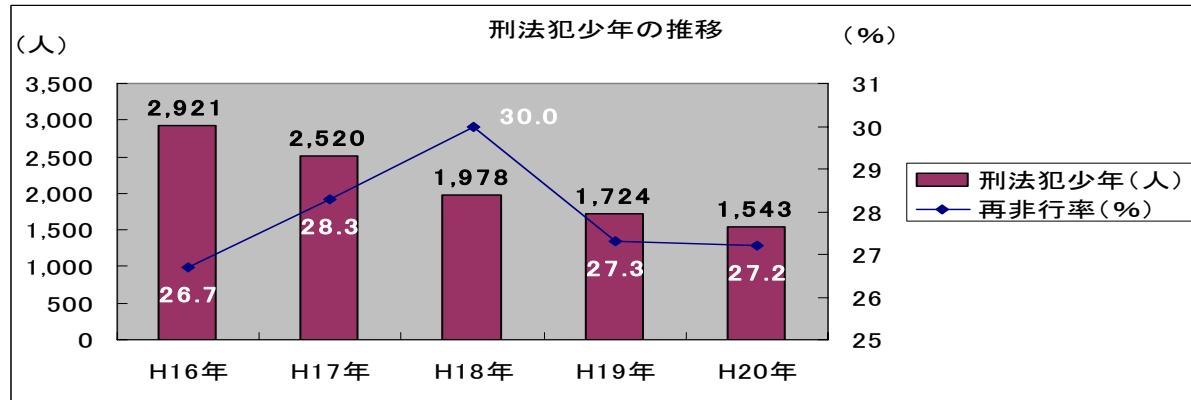
⁵ ネグレクト：保護者が監護すべき児童の養育を放棄することであり、児童虐待の態様の一つです。

⁶ ドメスティック・バイオレンス：配偶者や恋人・パートナーなど親密な関係にある者からの暴力のことです。

(4) 少年の非行

① 刑法犯少年等

刑法犯少年は減少傾向にありますが、再非行率は高い水準で推移しています。



(福島県警察「少年非行の概況」)

また、少年の覚せい剤やシンナー等の薬物乱用は大きく減少していますが、近年では大麻、MDMA等合成麻薬の乱用の拡大が懸念されています。

○ 検挙・補導された薬物乱用少年⁷（覚せい剤やシンナー、接着剤等の薬物乱用）

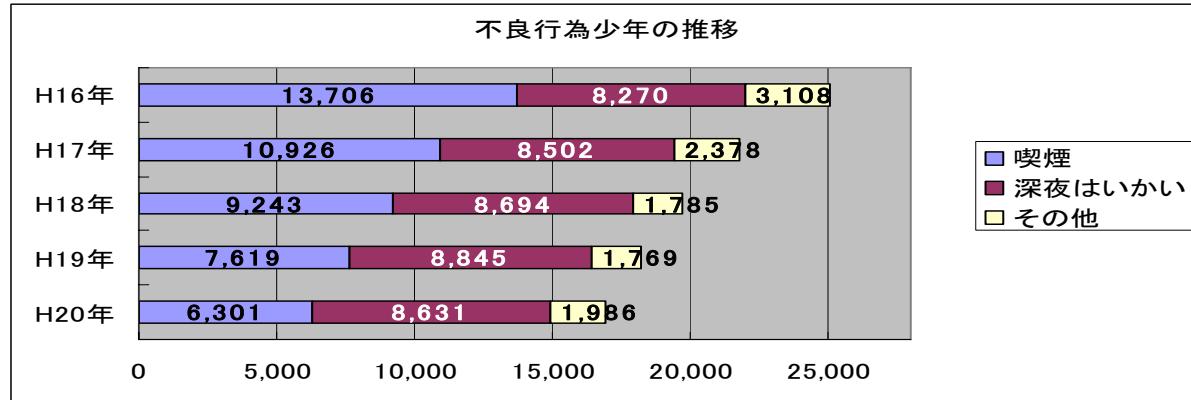
	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年
人数（総数）	82	32	17	12	8
うち覚せい剤	6	4	4	1	3

(福島県警察「少年非行の概況」)

② 不良行為少年

喫煙で補導された少年は、平成16年と比べ、約半数となっており、また、深夜はいかいで補導された少年は、過去5年間（平成16年～平成20年）、ほぼ横ばい状態であり、不良行為少年の約半数を占めています。

また、不健全な性的行為により補導される女子少年が増えています。



(福島県警察「少年非行の概況」)

○ 不健全性的行為で補導された女子少年

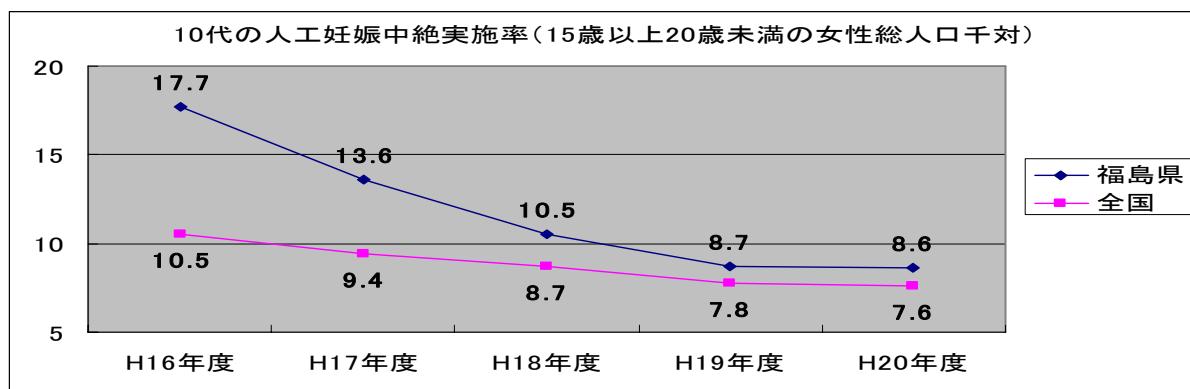
	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年
総数	34	41	77	63	83
うち高校生	27	30	56	33	61

(福島県警察「少年非行の概況」)

⁷ 薬物乱用少年：薬物（シンナー、トルエン、覚せい剤等）を乱用して検挙・補導された少年（20歳未満）のことです。

(5) 10代の人工妊娠中絶実施率

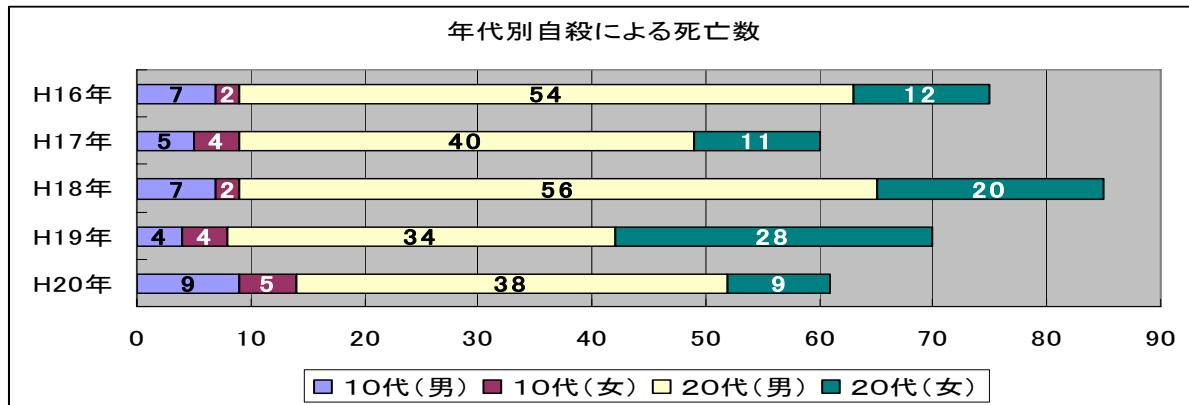
10代の人工妊娠中絶実施率は年々低下していますが、いまだ全国平均を上回っています。



(「衛生行政報告例」)

(6) 若者の自殺

10～29歳までの自殺による死亡数については、例年20代の男性が多くなっています。

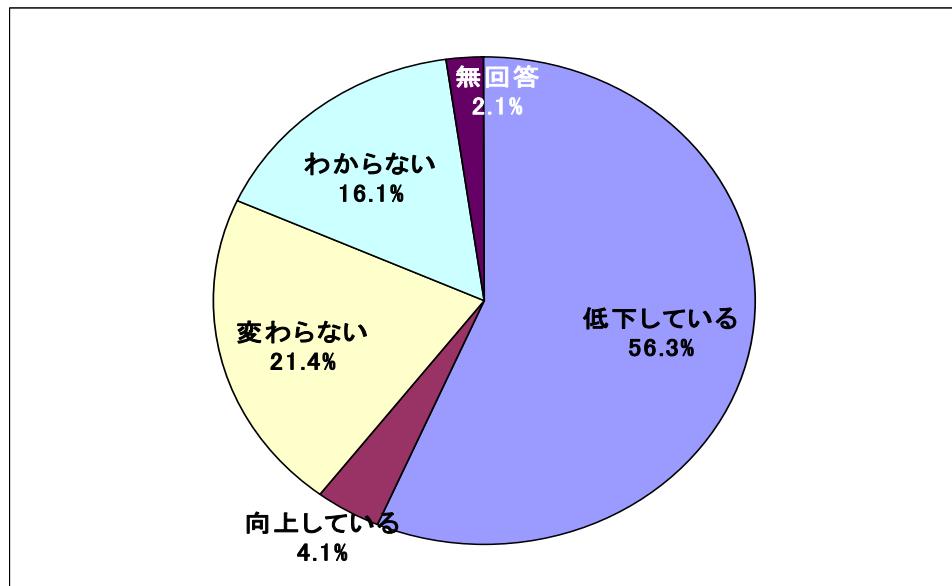


(福島県「保健統計の概況」)

12 県政世論調査結果（平成21年度）

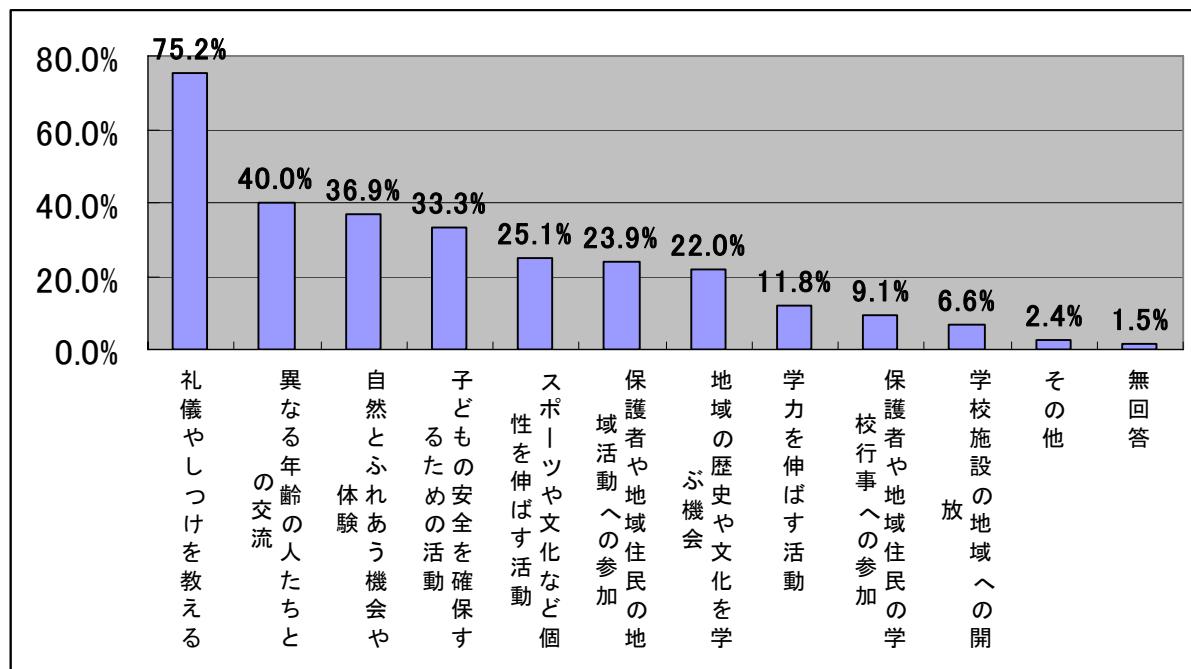
(1) 「地域の養育力」の現状

(問い合わせ) あなたは、一般的に「地域の養育力」は低下していると思いますか。



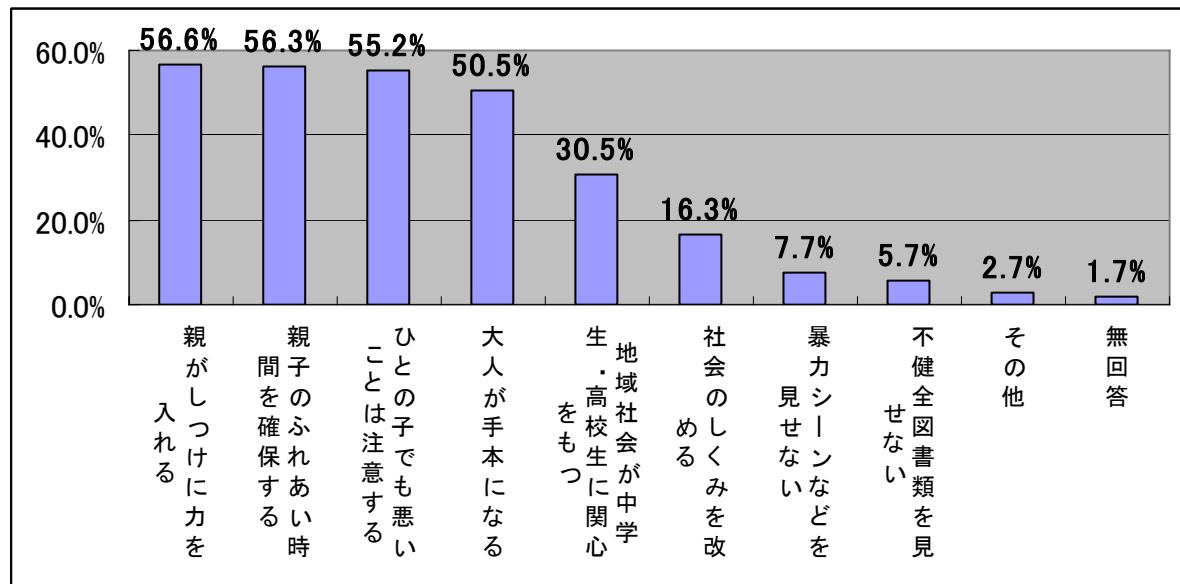
(2) 子どもの健全育成のために地域で力を入れるべきこと

(問い合わせ) 子ども（主として小学生・中学生）を健やかに育むために、あなたが地域で特に力を入れるべきと考えるものはどれですか。（3つ以内の複数回答）



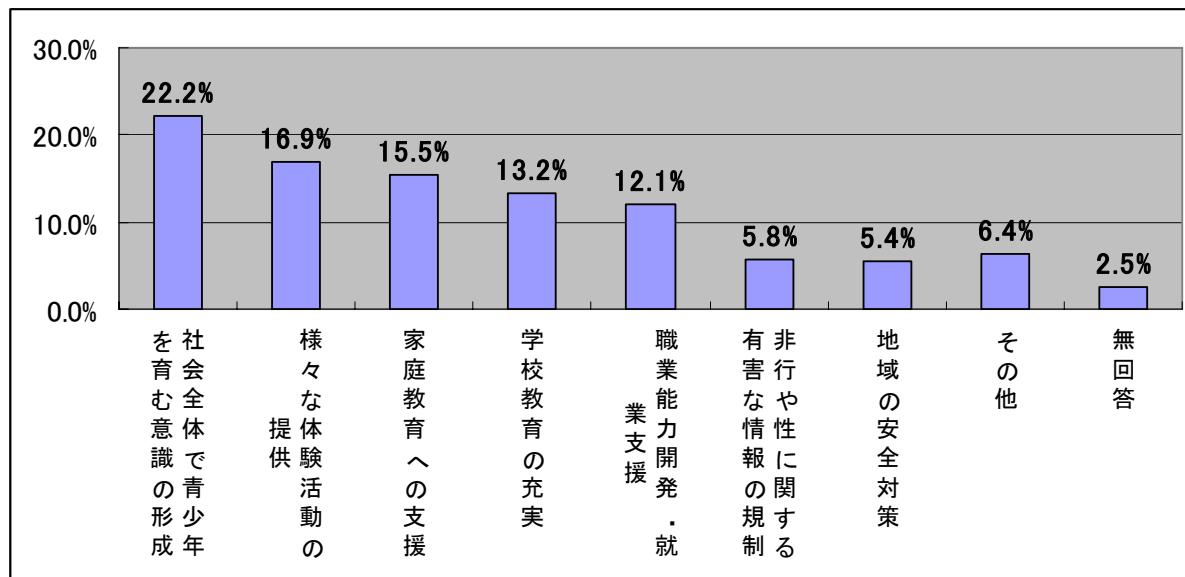
(3) 中学生・高校生の非行を防ぐ方法

(問い合わせ) あなたが、中学生・高校生の非行を防ぐための方法として、特に重要であると考えるものはなんですか。（3つ以内の複数回答）



(4) 青少年の健全育成のために行政が力を入れるべき分野

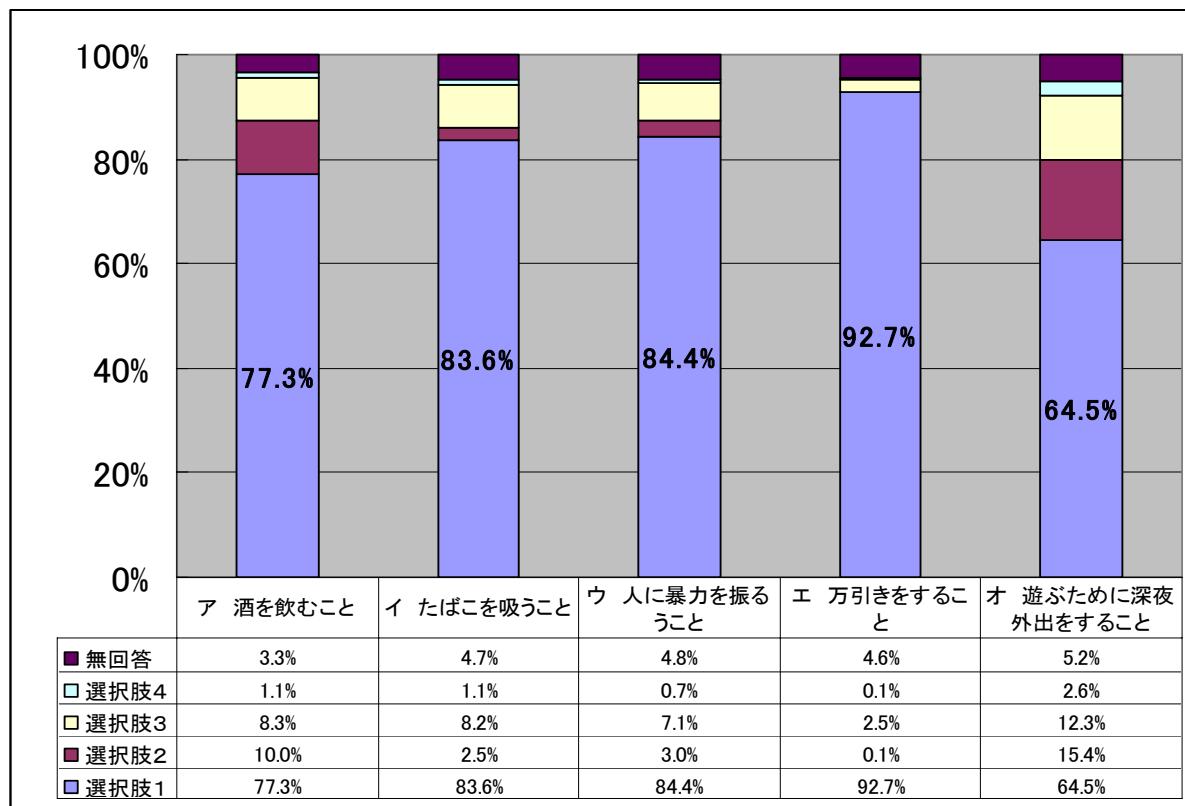
(問い合わせ) 青少年が健やかに成長するために、行政が特に力を入れるべきと考える分野は何ですか。



(5) 高校生の行動に対する考え方

(問い合わせ) あなたは、高校生が次のア～オのことを行うことについて、どう思いますか。
それぞれ1～4の中であてはまるもの1つに○をつけてください。

- 選択肢1 法律等で禁止されているので絶対にいけない
- 選択肢2 少しくらいあるいは、たまになら構わない
- 選択肢3 本人の考えに任せればよい
- 選択肢4 わからない



第3章 青少年育成の施策

1 基本理念及び基本目標

○ 基本理念

「夢に向かってチャレンジする意欲と創造力にあふれる青少年を地域の力ではぐくみます」

あらゆる可能性を秘めた青少年が、心身ともに健やかに成長し、意欲や創造力にあふれ、いきいきと夢や未来に向かってチャレンジすることができるよう、地域社会が力を合わせて青少年を支援し育成することを基本理念として掲げます。

○ 基本目標

青少年育成の基本目標を次の3つとします。

I 豊かな心と健やかな体でいきいきと輝く青少年を育成します。

人、地域、自然などとのかかわりの中で、一人ひとりの青少年が豊かな心と健やかな体をはぐくみ、現代社会の大きな変化に対応できる力を身につけるができるよう、各種施策を推進し、かけがえのない今・将来において、いきいきと輝くたくましい青少年を育成します。

II 一人ひとりが個性を生かし、人や社会とともに生きる青少年を育成します。

青少年は限りない可能性を秘めています。青少年が自らの個性、能力を生かし、地域と主体的に関わることにより、人や社会とともに生きることができるように支援します。また、さまざまな事情を抱えた青少年の自立に向けた適切な支援を図ります。

III 地域力を生かした思いやりあふれる環境の中で青少年を育成します。

青少年が健やかに成長するためには、大人一人ひとりが青少年の育成に関心を持って取り組むことが何よりも大切です。家庭、学校、職場、地域などが力を合わせ、青少年の成長を支える思いやりあふれる環境づくりを進めます。

2 施策体系

基本目標	柱	基本方策	推進する取組
I 豊かな心と健やかな体でいきいきと輝く青少年を育成します	1 豊かな心と健やかな体の育成	(1)基本的な生活習慣の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・生活リズム向上 ・食育の推進 ・生活習慣形成の啓発 ・食と農の連携
		(2)生命の大切さや家庭の役割の理解	<ul style="list-style-type: none"> ・生命を大切にする教育や人権教育の充実 ・思いやりやいたわる心の育成
		(3)ふくしまの文化の担い手の育成	・次代の文化を担う青少年の育成
	2 社会の変化に対応できる力の育成	(1)自らたくましく生きる力の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・確かな学力の向上 ・スポーツ・健康教育の推進 ・青少年の生きる力をはぐくむ体験活動、読書活動の推進 ・確かな判断力を持つ消費者の育成
		(2)コミュニケーション能力の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・望ましい人間関係をつくる力の育成 ・体験活動・交流事業の推進 ・国際人の育成
		(3)情報活用能力の育成	・情報モラル教育の充実や情報活用能力の育成
	1 社会的・経済的な自立の促進	(1)ボランティア活動等、社会参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年の地域活動等への参加・参画 ・意見主張の機会の提供
		(2)キャリア教育や就業体験の推進	・キャリア教育や就業体験の充実と推進
		(3)若者の就業支援、自立支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・若者の就業支援 ・若年無業者（ニート）等の自立支援
		(4)相談・支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・相談機関等の充実と連携 ・地域ネットワークによる支援
	2 青少年の人権と生活を守るために支援の充実	(1)いじめ等の問題行動や不登校への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・相談・サポート体制の充実 ・指導体制の充実強化 ・豊かな人間関係をはぐくむ体験活動の充実 ・問題解決と立直り・自立支援のための関係機関等との連携
		(2)障がいのある青少年への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある青少年とその親への支援 ・発達障がいを含む障がいのある児童生徒への支援 ・障がいのある青少年への就業支援
		(3)虐待やドメスティック・バイオレンスの根絶	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待の未然防止、早期発見・早期対応 ・虐待を受けた子どもとその親への支援 ・若者のデータDVの防止
		(4)非行防止対策と立直り支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・少年補導活動の充実 ・非行防止のための支援活動の充実 ・飲酒、喫煙の害の啓発 ・暴走族の根絶
	3 非行防止対策と立直り支援の充実	(1)立直り支援活動の充実	・社会復帰活動の支援
		(2)薬物乱用の防止・啓発	・薬物乱用防止のための啓発・指導

基 本 目 標	柱	基本方策	推進する取組
Ⅲ 地域力を生かした思いやりで青少年を育成します	1 子どもをはぐくむ家庭づくりと大人の意識改革	(1)子どもの成長を支える家庭づくり (2)子どもを育てる大人の意識改革	・家庭教育の重要性の啓発 ・地域による子育て家庭への支援 ・仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 ・ひとり親家庭への支援 ・「大人が変われば、子どもも変わる運動」等の推進
	2 青少年を育成する地域力の強化	(1)地域力を生かした青少年の育成	・家庭・学校・地域の連携 ・NPOや企業との連携
		(2)地域コミュニティづくり	・青少年のための居場所づくり ・地域コミュニティづくり
		(3)地域の青少年指導者や青少年育成団体活動の推進	・青少年育成団体活動の活性化 ・青少年活動指導者の育成
		(4)県民運動の推進	・青少年育成県民運動の推進
	3 社会環境の健全化	(1)有害環境の浄化活動の推進	・青少年健全育成条例の適正な運用 ・インターネット上の有害情報対策
		(2)子どもの安全の確保	・地域防犯活動の推進 ・交通安全の推進 ・被害少年等に対する支援

3 基本的施策

- 豊かな心と健やかな体でいきいきと輝く青少年を育成します。
(基本目標Ⅰ)

1 豊かな心と健やかな体の育成 (1) 基本的な生活習慣の形成

【現状・課題】

ライフスタイルや社会環境の変化により、子どもの就寝時間は遅くなっています。また、あいさつなどの生活習慣は家庭でしっかりと身につけることが必要です。また、「食」に関する欠食や孤食、あるいは外食依存などが見られており、心身の健やかな成長への影響が心配されています。

【施策の方向】

子どもの健やかな成長のためには、栄養バランスのとれた食事、十分な休養・睡眠、適切な運動など生活リズムを整えるとともに、あいさつなど社会の基本的なルールを身につけられるようにすることが必要です。

また、「食」と「農」の関わりや地域に伝わる伝統的な食文化の継承にも配慮し、食を通して郷土に対する理解と愛着を涵養しつつ、豊かな人間性をはぐくむことも重要となります。

子どもたちが心と体の健康の基礎となる基本的な生活習慣を身につけられるように支援します。

【推進する取組み】

▽生活リズムの向上

- ・子どもたちが基本的な生活リズムを整えるとともに、朝食摂取を基本とした望ましい生活習慣を身につけられるよう、ホームページや広報誌等を活用した広報活動を積極的に実施するとともに、地域や子どもたちの実態に応じた学校独自の取組みを支援します。

▽食育の推進

- ・子どもたちが食生活への正しい理解と望ましい食習慣を形成できるよう、各学校と家庭が連携した食育の推進を支援します。
- ・地域や子どもたちの実態に応じた食育が、教育活動全体において展開できるよう、指導体制の整備や食育推進者の養成に努めます。

▽生活習慣形成の啓発

- ・あいさつやマナーなど社会のルールを教えることについて、青少年育成の県民運動や家庭の日の取り組みをとおして、家庭や地域に向けて啓発します。

▽食と農の連携

- ・子どもや保護者などを対象に、地域における食育体験・交流活動が促進されるよう農林漁業、教育、保健福祉、農産物直売運営主体、NPO等と連携して食育推進のための地域内ネットワークの構築を支援します。
- ・食と農の魅力を満載したグリーン・ツーリズム⁸の体験メニューの情報発信を強化するとともに、農家民宿の開設を支援するなど、食と農の交流促進を支援します。

【指標】

No.	指標名	現況値	目標値(H26年度)
1	朝食を食べる児童・生徒の割合(公立幼・小・中・高・特別支援学校)	H21 年度 【H20 年度】 95.4% 【95.1%】	96%以上

※【 】書きは、福島県総合計画の現況値

⁸ グリーン・ツーリズム：農山漁村地域で楽しむ休暇。例えば、農山漁村地域の民家、キャンプ場、民宿、旅館、コテージなどに滞在し、山、森、川、海などの自然の中で遊んだり、農林漁業、食品加工、伝統工芸、伝統芸能など地域の産業や文化活動を体験したり、祭りやイベントに参加したりして、余暇活動を楽しむものです。

(2) 生命の大切さや家庭の役割の理解

【現状・課題】

核家族化の進行により、かつては大家族の中で自然に受け継がれてきた、生命の大切さや生命をはぐくむことの喜び、家庭の果たす役割や意義を理解する機会などが減少しています。また、地域社会の変化や少子化により、子ども同士で、あるいは地域の大人などと関わる中で自然に身につけていた、社会のルールを守る意識、年長者を敬い、小さい子どもをいたわる気持ち、人間関係を築く力などが低下しています。

【施策の方向】

学校や地域のさまざまな場において、生命の大切さや男女平等、男女の相互理解と協力の重要性など人権尊重に立脚した教育を行うとともに、社会・家庭生活を送る上で必要な規範意識、思いやりやいたわりの心などを身につけさせ、次代の親になるための基礎をはぐくみます。

【推進する取組み】

▽生命を大切にする教育や人権教育の充実

- ・学校教育活動全体を通して、豊かな人間性をはぐくみ、日本国憲法や児童の権利に関する条約などに基づく人権尊重の意識を高める教育を推進します。
- ・道徳教育を担う教員の実践的指導力の向上を図り、思いやりの心など豊かな人間性をはぐくむ道徳教育を充実し、子どもたちの道徳的実践力を育成します。
- ・子どもたちの規範意識の向上や「豊かなこころ」の育成のため、社会における基本的なルール等の普及啓発に努めます。
- ・性に関する偏見に満ちた情報が氾濫している現状を踏まえ、青少年が正しい性に関する知識や判断力を身につけ、適切な行動がとれるよう支援します。
- ・人間尊重を基盤として、児童生徒の発達段階に応じて、性に関する正しい知識を持ち適切な意思決定や行動選択ができるよう、学校教育活動全体を通して指導します。

▽思いやりやいたわる心の育成

- ・学校教育活動全体を通して、児童生徒の発達段階に応じ、人権の尊重、男女の平等、男女の相互理解と協力の重要性等について指導します。
- ・男女共同参画の学習機会の提供等を通して、家庭内の家事、子どもの養育や介護等を性別に関わらず、男女が対等に責任を担うことや、家族全員がお互いに思いやりやいたわりを持って、協力していくことの大切さを普及啓発します。
- ・小学生（高学年）、中学生、高校生を対象に、乳幼児とふれあうための機会をつくります。
- ・「子育て週間」などあらゆる機会をとらえて、家庭を築き子どもを生み育てるこの意義に関する啓発を行います。

【指標】

No.	指標名	現況値	目標値(H26年度)
1	「性に関する教育」の手引活用率(公立幼・小・中・高・特別支援学校)	H21 年度 84.4%	100%
2	十代の人工妊娠中絶実施率(15 歳以上 20 歳未満の女性総人口千対の率)	H20 年度 8.6%	継続的な減少を目指す

(3) ふくしまの文化の担い手の育成

【現状・課題】

本県は、豊かな自然環境の中、地域で育まれ、伝承されてきた民俗芸能、祭り、年中行事などの伝統文化に恵まれるとともに、「合唱王国ふくしま」に代表されるように合唱や吹奏楽などの音楽部門を中心として全国レベルで高い評価を得る学校が増えています。また、オリンピックや各種国際大会等での本県関係選手の活躍は、県民に大きな夢と希望を与えています。さらに、街中などで音楽、ダンス、スポーツなどで自己表現をする青少年の姿も見られます。

一方、少子高齢化や地域社会の変化などにより、伝統文化等の継承においては、担い手の確保が難しいものも少なくありません。

「ふくしまの文化」を育て、伝えていくことができるよう、多様な芸術・文化に触れ親しむことが必要です。

【施策の方向】

次代のふくしまの担い手である青少年が我が国と郷土についての理解を深め、愛着と誇りを持つことができるよう、ふくしまの伝統文化や芸術文化など多様な文化に触れ親しむことができる機会の充実を図るとともに、自らの活動を発表する機会の拡充に努めます。さらに、諸外国との交流を図る上で自国の文化を理解することが重要であることから、日本の伝統文化について触れる機会の提供に努めます。

【推進する取組み】

▽次代の文化を担う青少年の育成

- ・文化活動を振興し、日ごろの文化活動の成果を発表する場の充実を図るとともに、優れた芸術・文化に身近に触れ親しむ機会の充実を図ります。
- ・学校教育活動全体を通して、児童生徒に我が国と郷土の伝統や文化に触れさせるとともに、これらに関する資料を充実させ、学校での活用を促すことなどにより、伝統や文化についての理解を深めさせます。
- ・関係機関・団体等と連携協力し、青少年が音楽等の文化芸術、スポーツなどで自らの活動を発表・表現する機会の拡充に努めます。

【指標】

No.	指標名	現況値	目標値(H26年度)
1	文化活動やスポーツ活動に積極的に参加していると回答した県民の割合(鑑賞・ボランティア含む)	H21 年度 31.0%	上昇を目指す

2 社会の変化に対応できる力の育成

(1) 自らたくましく生きる力の育成

【現状・課題】

青少年を取り巻く社会環境が変化する中、「自ら学ぶ意欲」や「自己肯定感」の低下が懸念されています。また、ゲームなど室内で遊ぶことが多く運動能力や体力の低下が問題となっています。

【施策の方向】

変化の激しい社会をたくましく生きるためにには、自ら学び、自ら考え、問題を解決する力や心身の健康、豊かな人間性などをバランスよく育て「生きる力」を身につけさせることが重要です。児童生徒の生きる力を支える「確かな学力」やスポーツ・健康に関する正しい知識・習慣を養うとともに、青少年の社会・自然体験活動や読書のための環境づくりを推進します。

また、青少年が、変化し続ける消費経済社会の中で、自ら考え行動できる力を身につけられるよう支援します。

【推進する取組み】

▽確かな学力の向上

- ・小学校・中学校において少人数教育を推進するとともに、体験的な学習、問題解決能力を高める学習を重視し、自ら学び、自ら考える力の育成に努めます。
- ・高等学校において、生徒一人ひとりの進学や就職などの進路希望を実現するため、より高度な知識・技能の習得とそれを活用する能力を高めます。

△スポーツ・健康教育の推進

- ・積極的に運動に親しむ心をはぐくみ、資質や能力を育成し、体力の向上に努めるとともに、健康の大切さを教える健康教育を通して、児童生徒が健康でいきいきと活動することができるることを目指します。

△青少年の生きる力をはぐくむ体験活動、読書活動の推進

- ・森林や自然公園などの自然や田、水路等の身近な環境を生かした自然体験プログラムの充実を図り、自然や生命に対する慈しみや環境を大切にする心を養う機会を提供します。
- ・技能士会連合会等と連携し、小学生、中学生が「ものづくり」の楽しさや大切さを体験的に学ぶ機会を提供します。
- ・青少年が読書に親しむ機会を提供するとともに、青少年一人ひとりの多様なニーズに応えるため、学校以外の場でも生涯のあらゆるステージで学ぶ機会や学習内容を充実し、自己啓発を支援します。
- ・青少年健全育成条例に基づく、優良書籍等の推奨を通じ、青少年の読書活動を支援します。

▽確かな判断力を持つ消費者の育成

- ・消費者団体等の取組みを支援するとともに、ホームページ等を活用し、消費生活に関するさまざまな情報提供を行うなど、青少年等の消費者被害の未然防止と確かな判断力をを持つ消費者の育成に努めます。
- ・青少年が自立した消費者となるため、消費生活に関する出前講座の充実等により、知識の普及・向上を図るとともに、学校における消費者教育を推進します。

【指標】

No.	指標名	現況値	目標値(H26年度)
1	全国学力・学習状況調査の全国平均正答率との比較割合(全国平均=100) (公立小6・中3)	H21 年度 小学校 99.1 中学校 100.6	小学校 102.0 以上 中学校 102.0 以上
2	全国体力・運動能力、運動習慣等調査における新体力テストの全国平均との比較割合(全国平均=100) (公立小・中学校)	H20 年度 小 5 男子 100.2 小 5 女子 101.9 中 2 男子 99.8 中 2 女子 99.4	小 5 男子 101.0 以上 小 5 女子 102.5 以上 中 2 男子 101.5 以上 中 2 女子 101.0 以上
3	優良書籍等の推奨数 ⁹	H20 年度 図書 108 冊[累計] 映画 82 本[累計]	図書 140 冊[累計] 映画 87 本[累計]

⁹ 優良書籍等の推奨数:福島県青少年健全育成条例に基づき、内容が優れており、青少年の健全な育成を図るうえで、有益であると認められ、推奨されたものをいいます。

(2) コミュニケーション能力の育成

【現状・課題】

少子化により、集団遊びなどを通して切磋琢磨する機会は減少しており、加えて、ゲームやインターネットなどが青少年の生活に拡大していく中で、コミュニケーション能力の低下が懸念されています。

また、社会の変化に伴い価値観の多様化が進む中で、他者と適切な人間関係をつくる力を身につけることが重要となっています。

【施策の方向】

自分と異なる考え方や価値観を持つ相手を理解し、自分の考え方や意見を適切に伝え良好な人間関係を築くためのコミュニケーション能力の育成に努めます。コミュニケーション能力は、様々な体験活動により養われることから、青少年の体験・交流活動を推進します。

また、青少年が、変化し続ける社会の中で、自ら考え方行動できる力を身につけられるよう支援します。

【推進する取組み】

▽望ましい人間関係をつくる力の育成

- ・異なる世代とのふれあいを通して互いに支えあうことの大切さなどを学ぶことができるよう世代間交流を行う機会を拡充します。
- ・児童生徒の発達の段階に応じて、特別活動や総合的な学習の時間などにおいて、自然体験活動、集団宿泊活動、職場体験活動、さまざまな交流活動などを行うことにより、自立心、思いやりのこころ、規範意識などを身につけさせます。
- ・コミュニケーションや知的活動などの基盤となる言語に関する能力の育成を図るため、すべての教科等において児童生徒の言語活動を充実させるとともに、学校における読書活動を推進します。
- ・外国出身児童生徒等に対し、各学校において日本語指導や適応指導の充実を図るとともに、日本語教室などのボランティア活動を促進します。

▽体験活動・交流事業の推進

- ・他者との交流や様々な体験ができるよう、活動の機会を提供するとともに、情報を提供します。

▽国際人の育成

- ・青少年が海外での交流を通してさまざまな活動や取組みを学び、地域における自らの活動に生かせるよう、海外派遣を支援します。
- ・青少年が外国人との交流を通して、異なる文化・価値観などにふれることにより、国際的視野に立った判断ができるようにするとともに、異文化理解を深め、他者と良好な人間関係を築いていけるよう、交流機会を拡大します。
- ・外国語指導助手を活用するなど、小学校を含め発達段階に応じて外国語による実践的なコミュニケーション能力の育成を図ります。
- ・総合的な学習の時間等において、外国語指導助手の母国の文化や習慣を学ぶ機会を設けるとともに、独立行政法人国際協力機構（JICA）等関係機関との連携、国際協力に携わった方々や地域に在住する外国人、教育旅行で本県を訪れる海外の学校との交流活動を実施することなどにより、児童生徒の異文化理解を深め、国際理解教育を推進します。

【指標】

No.	指標名	現況値	目標値(H26年度)
1	体験活動・ボランティア活動の実施状況(時間) (公立小学校)	H20 年度 192 時間	増加を目指す
2	英検準2級以上の取得率(県立高等学校第3学年)	H20 年度 6.0%	10%以上

(3) 情報活用能力の育成

【現状・課題】

情報通信技術が進展し、情報発信やコミュニケーションに携帯電話等が広く使われており、このような中、個人情報をネット上に不用意に公開するなど、不適切な利用によりさまざまなトラブルに巻き込まれる青少年が少なくありません。

これからの中社会においては情報通信技術の活用は不可欠であり、青少年の発達段階に応じた情報モラルや情報活用能力に関する教育が重要となっています。

【施策の方向】

発達する情報化社会において、青少年が氾濫する情報による被害者にも加害者にもならないよう、情報メディアの特性を理解し、情報モラルを身につけるとともに、自らの考え方や意見をインターネット等で発信するなどの情報活用能力の育成に努めます。

【推進する取組み】

▽情報モラル教育の充実や情報活用能力の育成

- ・学校教育活動全体を通して、インターネットを利用する上でのマナーなど情報モラル教育の充実や情報を正しく理解し活用する能力を育成する教育を推進します。
- ・インターネットの有害情報から青少年を守るために、関係機関・団体等と連携協力し、広報啓発活動を推進します。

【指標】

No.	指標名	現況値	目標値(H26年度)
1	コンピュータで指導できる教員率(公立小・中・高・特別支援学校)	H20年度 63.9%	100%

○ 一人ひとりが個性を生かし、人や社会とともに生きる青少年を育成します。
(基本目標Ⅱ)

1 社会的・経済的な自立の促進

(1) ボランティア活動等、社会参加の促進

【現状・課題】

ボランティア活動や地域の伝統芸能・行事などに参加し、積極的に地域社会と関わる青少年の姿が見られます。

こうした活動への参加を通して、青少年が自ら考え方や行動する力や社会性を養うことは、自らの成長を促し、社会人としての自覚を身につける上でとても大切なことです。

しかし、中・高校生など学齢が上がるにつれて、部活動や塾などで多忙となり、自分の住む地域等との関わりが減少する傾向があります。

【施策の方向】

関係機関、市町村、NPO等との一層の連携を図りながら、青少年ボランティアの活用を促進するなどにより、青少年の社会参画活動を支援するとともに、青少年同士のネットワークや青少年リーダーの育成に努めます。

また、青少年の意見や考えなどを社会に対して主張・発表する機会の提供に努めます。

【推進する取組み】

▽青少年の地域活動等への参加・参画

- ・青少年が創造力を活かし、自ら企画・運営する地域活動の実現を支援します。
- ・若者の社会参画活動を促進し、若者の交流の場を提供します。
- ・学校教育や生涯学習におけるボランティア教育の充実を図ります。
- ・関係機関・団体等との連携を強化し、各分野で青少年ボランティアの活用を促進します。
- ・地域における青少年のさまざまな活動や団体・サークルについての情報を収集・提供し、青少年の参加を促進します。

▽意見主張の機会の提供

- ・青少年が自分の意見を社会に対して発信できる機会や意見交換の場を提供するとともに、各種審議会等における委員の公募制の活用、インターネット等を活用した意見の公募等により、青少年の政策形成過程への参画を促進します。
- ・選挙や税など公的制度に関する青少年の理解を一層深めるため、各種広報媒体を活用し、積極的に情報提供を行います。

【指標】

No.	指標名	現況値	目標値(H26年度)
1	体験活動・ボランティア活動の実施状況(時間)(公立小学校)	H20 年度 192 時間	増加を目指す
2	少年の主張応募者数	H21 年度 15,575 人	増加を目指す

(2) キャリア教育や就業体験の推進

【現状・課題】

産業・経済の構造的变化や雇用の多様化・流動化が進む中、青少年の進路をめぐる環境は大きく变化しています。また、生活環境の向上、都市化・少子化等の進展に伴って、青少年の生活や意識も大きく変容してきています。

このような中、若者の就業に関しては、就職後の早期離職率が高いことや、フリーアルバイト¹⁰志向や無業の若者（ニート）などもみられ、勤労観・職業観の未成熟さや社会人・職業人としての基礎的・基本的な能力の不十分さなどが問題となっています。

【施策の方向】

社会の激しい変化に流されることなく、社会人・職業人として自立していくことができるようにするため、小学校・中学校・高等学校のそれぞれの学校段階に応じた、組織的・系統的なキャリア教育¹¹の充実強化に努めるとともに、企業・事業所や関係団体、地域の協力のもと職場見学や就業体験の充実に努めます。

【推進する取組み】

△キャリア教育や就業体験の充実と推進

- ・ 小学校・中学校においては、他者と関わる力であるコミュニケーション能力の育成や、学ぶこと・働くことの意義を理解させるなど、学校教育全体において、勤労観・職業観の基盤形成に努めるとともに、職場見学や職場体験の充実を図ります。
- ・ 高等学校においては、自己の能力や適性等を踏まえて適切な進路選択・決定ができるよう就業体験の推進を図るとともに、生徒の就職希望が実現するよう支援します。また、学校での学習と企業での実習を組み合わせ、より実践的な知識・技能を身につけさせる「デュアルシステム」¹²の活用の普及に努めます。
- ・ 専門高校においては、教員を企業等に派遣し指導力の向上を図るとともに、地域の技術者等を講師とした実習等を通して生徒の実践的な知識や技能の向上を図るなど、地域と連携した職業教育を推進します。

¹⁰ 正社員以外の就労形態（アルバイトやパートタイマーなど）で生計を立てている人を指す言葉。「フリーター」ともいいです。

¹¹ キャリア教育（6ページ参照）

¹² デュアルシステム：企業での実習と学校での講義等の教育を組合せて実施することにより、若者等による実践的な技能・技術等を身につける仕組みのことです。

【指標】

No.	指標名	現況値	目標値(H26年度)
1	インターンシップ ¹³ 実施校の割合(県立高等学校全日制・定時制課程)	H20 年度 75.5%	78%以上
2	県立工業高校のジュニアマイスター認定者数 ¹⁴	H20 年度 192 人	250 人以上

¹³ インターンシップ：生徒や学生が在学中に企業等において就業体験をすることです。

¹⁴ ジュニアマイスター認定者数：この顕彰制度は、社会が求める専門的な資格・知識を持つ生徒の輩出を目的とし、国家職業資格や各種検定、及び各種コンテストの入賞実績を点数化し、(社) 全国工業高等学校長協会が認定するものです。

(3) 若者の就業支援、自立支援の充実

【現状・課題】

現下の経済状況を反映し、若者の雇用情勢は厳しさを増すとともに、若者の希望する職種・勤務地などの条件や企業が求める人材など、求職と求人のミスマッチの問題もあります。

また、新卒採用が主流である日本社会では、新卒時の雇用情勢等がその後の就職活動に大きく影響する傾向があります。

さらに、人口減少、少子高齢化が進行する中で、長期的に生産年齢人口は大幅に減少することが見込まれており、一人ひとりの力を高めていくことがより重要となるとともに、産業をはじめとする多様な活動の担い手を確保していくことが必要となっています。

【施策の方向】

若者が経済的に自立し、働くことなどを通じて自らを高め、社会に貢献していけるよう、一人ひとりの能力育成を進めるとともに、多様な就業機会の提供を図ります。

また、就職情報の提供、合同就職面接会などにより就職活動の支援に努めるとともに、安定した職業生活を確保するため、労働相談や職業能力の開発、新規高卒者の職場定着などに取り組みます。

若年無業者（ニート）などの自立に向けた支援を必要とする若者に対しては、一人ひとりの状況に応じた相談支援や社会体験、職業能力の開発などを総合的・継続的に提供できるよう努めます。

【推進する取組み】

▽若者の就業支援

- ・高度熟練技能者による高校生への技術指導など、地域企業や職業能力開発協会等と連携し、次代を担う技術者を育成します。
- ・県立テクノアカデミーにおいて、高校卒業者等を対象とした職業訓練を行い、新技術への対応能力、問題解決能力等のより高い能力を有し、産業の高度化に対応できる実践的な技術者を育成します。
- ・農林水産業に新たな魅力を感じ、意欲を持って働く若者を受け入れる体制の整備を図り、農林水産業の担い手を育成します。
- ・経済団体などに新規学卒者の求人確保を要請するとともに、求人企業との面接会の開催等により、新規学卒者の早期の就職内定を支援します。

▽若年無業者（ニート）等の自立支援

- ・若年無業者（ニート）への対策としては、雇用をはじめ、福祉、医療、教育などの関係機関がネットワークを形成し連携するとともに、個別相談やカウンセリングなどの実施により、勤労観・職業観の育成を図り、職業的自立に向けた支援を行います。
- ・就労が不安定な若者を対象に、就職相談や職業紹介のほか、民間教育訓練機関での教育訓練と企業実習を組み合わせた訓練を実施し早期就職を支援します。

【指標】

No.	指標名	現況値	目標値(H26年度)
1	新規高卒者の県内就職率(県立・私立高等学校全日制・定時制課程)	H19 年度 79.5%	85%以上
2	県立高校生の就職決定率(県立高等学校全日制・定時制課程)	H20 年度 97.3%	100%
3	県内企業に就職した高卒者の離職率(県立・私立高等学校全日制・定時制課程)(3年以内の離職率)	H20 年度 49.6% (17年3月卒)	40%以下

(4) 相談・支援体制の充実

【現状・課題】

非行、いじめ、不登校、虐待、自殺、若年無業者（ニート）などについては、それぞれの問題に関する専門的な相談支援の体制が整えられています。

しかし、家庭、地域、社会など青少年を取り巻く環境は大きく変容し、青少年に関する問題は複雑多様化しており、このため、教育、福祉、保健、医療、雇用、矯正、更生保護その他の関連分野が連携し、一人ひとりの青少年に対する適切な相談・支援を行うことが求められています。

【施策の方向】

複雑多様化する青少年の問題や悩みごとに適切に対応していくため、各相談機関の機能の充実と相互の連携を強化していくとともに、青少年の支援に関わる地域のさまざまな関係機関等とのネットワークを強化し、社会生活を円滑に営む上で困難を有する青少年に対し、一人ひとりの状況に応じた総合的・継続的な支援が行われるよう努めます。

【推進する取組み】

▽相談機関等の充実と連携

- ・児童相談所や教育センター、少年サポートセンター¹⁵など、青少年にかかわる相談機関相互の連携を強化するとともに、相談窓口についての情報提供を行います。
- ・青少年に関する総合的な相談体制について、調査研究し、構築に向けた検討を行います。

▽地域ネットワークによる支援

- ・若年無業者（ニート）、ひきこもり等自立した社会生活を営む上で困難を有する青少年を支援する地域ネットワークの支援の充実・強化を進めます。

¹⁵ 少年サポートセンター：警察本部及び福島、郡山、会津若松、いわき中央の警察署に設置されており、主に少年の補導、相談、立直り支援等を行っている機関です。

2 青少年の人権と生活を守るための支援の充実

(1) いじめ等の問題行動や不登校への対応

【現状・課題】

少人数教育やスクールカウンセラーなどの活用により、一人ひとりに応じたきめ細やかな指導ができる学校教育に取り組んでおり、本県のいじめや不登校の発生割合は、全国的に低い水準にあります。

しかし、いじめは心や体に深い傷を残すなど人権に関わる問題であり、また、学校段階でのつまずきがニートやひきこもりに繋がっていく場合もあるため、いじめや不登校の問題は児童生徒の将来に及ぶ極めて大きな課題となっています。

【施策の方向】

学校は、各個人の有する能力を伸ばしつつ、豊かな情操と創造性を培い、健やかな体、社会性や自主自立の精神を養う場です。児童生徒が安心して生活し、良好な発育が促されるよう、いじめ・暴力行為等の問題行動や不登校にきめ細やかな対応をします。

【推進する取組み】

▽相談・サポート体制の充実

- ・教育者としての使命感や児童生徒に対する深い愛情、専門知識や教養、問題解決能力など、教員としての資質向上を図ります。
- ・スクールカウンセラーの配置や悩み電話相談窓口の設置など相談体制の充実に努めます。

▽指導体制の充実強化

- ・きめ細やかな指導を図るため、小・中学校において、少人数教育を推進します。
- ・さまざまな機会を捉えて、児童生徒一人ひとりがいじめや暴力行為が深刻な人権侵害であることを理解できるようにするとともに、学校内の指導体制や相談体制を充実させ、家庭との連携を図りながら、問題行動の徴候を察知することにより、未然防止に努めます。

▽豊かな人間関係をはぐくむ体験活動の充実

- ・異世代集団や他地域の児童生徒との交流、自然や動物とのふれあいなどを通して、豊かで多彩な体験の機会を提供するとともに、思いやりの大切さを実感させる教育を推進します。

▽問題解決と立直り・自立支援のための関係機関等との連携

- ・不登校児童生徒のための適応指導教室等の関係機関との連携を図りながら、早期の学校復帰を支援します。

【指標】

No.	指標名	現況値	目標値(H26年度)
1	いじめの認知件数 (国公私立の小・中・高・特別支援学校)	H20 年度 299 件 【H19 年度】 455 件	減少を目指す
2	暴力行為の発生件数 (国公私立の小・中・高等学校)	H20 年度 102 件 【H19 年度】 108 件	減少を目指す
3	不登校の件数 (国公私立の小・中学校)	H20 年度 1,746 件	1,300 件以下

※【 】書きは、福島県総合計画の現況値

(2) 障がいのある青少年への支援の充実

【現状・課題】

障がいのある青少年については、早期に障がいを発見し、適切な対応に繋げていくとともに、成長段階に応じた福祉、医療、教育、就労などの支援を総合的・継続的に行うことが重要となります。

このため、発達障がいについては、発達障がい者支援センターを中心とした地域の支援体制づくり、特別支援教育の充実、中高連携による学習障害等への支援、就労に向けたキャリア教育¹⁶など、一人ひとりの特性に応じた取組みが進められています。

【施策の方向】

障がいのある青少年が安心して身近な地域で暮らしていくよう、障がいの特性に応じた専門的な相談や療育、教育などの支援を行う地域の体制づくりを推進するとともに、自立した生活の実現に向け就労支援の充実に取組みます。

【推進する取組み】

▽障がいのある青少年とその親への支援

- ・養護教育センター、総合療育センター、発達障がい者支援センターの連携を軸に関係機関が相互に連携し、障がいのある子どもの早期からの教育相談を実施します。

▽発達障がいを含む障がいのある児童生徒への支援

- ・一人ひとりの個性・能力を伸ばすとともに、個性・体力・能力・体質が異なるさまざまな児童生徒が存在することを認識させ、多様な児童生徒が共に学ぶ環境づくりを推進します。

▽障がいのある青少年への就業支援

- ・児童生徒の主体的な進路選択能力を高め、生徒の特性に応じた適切な進路指導を推進します。
- ・訓練後の雇用を前提とした職場適応訓練等を通して、就職に必要な知識・技能の習得と合わせた雇用対策を講じるとともに、就業機会の拡大や職業的自立等が促進されるよう広く周知啓発を行います。
- ・公共職業安定所や福祉施設等と連携を図りながら、個人の能力、適性及び地域の雇用ニーズに対応した職業訓練を実施し、障がい者の雇用促進を図ります。また、障がい者の技能競技大会への参加を促進します。

【指標】

No.	指標名	現況値	目標値(H26年度)
1	個別の教育支援計画の作成率(公立幼・小・中・高等学校)	H21 年度 55.2% 【H20 年度】 57.6%	100%
2	就業している障がい者数	H20 年度 5,935 人	6,800 人以上
3	特別支援学校高等部卒業生のうち就職を希望する生徒の就職率	H20 年度 86.8%	90%以上

※【 】書きは、福島県総合計画の現況値

¹⁶ キャリア教育（6ページ参照）

(3) 虐待やドメスティック・バイオレンスの根絶

【現状・課題】

児童虐待やドメスティック・バイオレンス¹⁷は、人権を侵害する行為であるとともに、被害を受けた子どもや若者的心と体に大きな傷を残し、将来の生活等にも影響を及ぼすものであり、引き続き、関係機関の連携による未然防止、早期発見・早期対応に努めていく必要があります。

また、被害を受けた子どもや若者に対する心のケアや自立に対する支援などを充実していく必要があります。

【施策の方向】

児童虐待やドメスティック・バイオレンスの根絶について、社会全体の認識を深めるよう広報啓発活動の一層の推進に努めるとともに、相談員等の対応力の向上に努めます。

また、被害を受けた子どもや若者的心のケアや自立支援などの充実に取り組みます。

【推進する取組み】

▽虐待の未然防止、早期発見・早期対応

- ・広報などの活用により、児童虐待防止の普及啓発活動を推進します。
- ・児童虐待の未然防止や早期発見について関係機関・団体が情報交換を行い、連携の強化を図ります。
- ・市町村が行う、保健、福祉、医療、教育、警察等の連携による児童虐待の未然防止や早期発見等の取組みを支援します。
- ・市町村職員や主任児童委員、保育士を対象とした実践的内容も含めた研修の実施、市町村や要保護児童対策地域協議会が実施する研修等へのアドバイザー派遣により、児童相談体制や児童虐待防止体制の強化を図ります。
- ・民間団体との連携によるワークショップの実施や、子どもの権利ノート・乳児家庭全戸訪問用リーフレットの作成・配布により、子どもに対する暴力の未然防止の啓発を行います。

▽虐待を受けた子どもとその親への支援

- ・被害を受けた子どもに対して、児童相談所の一時保護所や児童養護施設に配置された専門職員が心理療法を行います。
- ・複雑困難化している児童虐待相談対応のため、児童相談所に弁護士、精神科医等の児童虐待対応専門員を配置し、被虐待児に対する処遇の支援、強化を図ります。
- ・虐待した保護者に対して、精神科医によるカウンセリングを行います。

▽若者のデートDV¹⁸の防止

- ・性に関する教育等を通して、人権を尊重し合うことの重要性を理解させ、望ましい人間関係を築けるよう豊かな心を育てる教育を推進します。

【指標】

No.	指標名	現況値	目標値(H26年度)
1	児童虐待相談受付件数	H20年度 237件	適切に対応する
2	ドメスティック・バイオレンス相談受付件数	H20年度 1,709件	適切に対応する
3	児童虐待防止ネットワークを設置している市町村の率	H20年度 86.4%	100%

¹⁷ ドメスティック・バイオレンス（14ページ参照）

¹⁸ デートDV：思春期や青年期にある若い恋人間での暴力のことです。なお「DV」はドメスティック・バイオレンスのことです。

3 非行防止対策と立直り支援の充実

(1) 非行防止活動の充実

【現状・課題】

刑法犯少年は、年々減少していますが、ここ数年中高校生による非行が7割、万引きや自転車盗などの初発型非行¹⁹が7割となっています。また、飲酒や喫煙などにより補導される不良行為少年は減少しています。

このような中、警察や少年センター等の関係機関団体による街頭指導活動や小中高校生が参加する社会参加活動等の取組みが進められています。

【施策の方向】

成長途上にある青少年の心は、家庭や周囲の影響を受けやすいものです。

非行の芽をいち早く摘み取るため、街頭補導活動などを通して早期に問題を抱える青少年を把握し、適切なアドバイスを行っていきます。

また、非行防止教室など学校等と連携し、児童生徒や保護者に対する非行防止の意識啓発や暴走族の根絶に向けた取組みを進めます。

【推進する取組み】

▽少年補導活動の充実

- 各警察署を拠点に少年警察ボランティア等との連携を図り、少年非行防止の充実を図ります。

▽非行防止のための支援活動の充実

- 非行防止教室などを通じ、児童生徒、保護者等に対する意識啓発を行います。
- 少年センター、青少年育成市町村民会議をはじめ関係機関・団体、地域等と連携した非行防止活動や啓発活動を促進するとともに、関係業界の理解と協力を得て、非行を誘発させない環境づくりを進めます。

▽飲酒、喫煙の害の啓発

- 飲酒や喫煙の害について、児童生徒が十分理解できるよう健康教育などを通じた指導を充実します。

▽暴走族の根絶

- 暴走行為等の根絶に向けた広報、啓発活動を推進します。
- 家庭、学校、関係機関・団体等との連携を強め、地域一体となった幅広い暴走族追放の機運の醸成と暴走族を許さない社会環境づくりを推進します。
- あらゆる機会を通して、少年に対する暴走族加入防止並びに脱退促進を図るとともに、相談支援活動を推進します。

【指標】

No.	指標名	現況値	目標値(H26年度)
1	犯罪発生件数(刑法犯認知件数)	H20 年 19,582 件 (刑法犯認知件数)	19,000 件以下 (刑法犯認知件数)

¹⁹ 初発型非行：恐喝や傷害など本格的な非行の入口的非行で、万引き、自転車盗、オートバイ盗及び占有離脱物横領の4つの非行をいいます。

(2) 立直り支援活動の充実

【現状・課題】

刑法犯少年の検挙人数は減少しており、成人を含めた刑法犯全体に占める割合についても大幅に低下しています。しかし、刑法犯少年の約3割前後が非行を繰り返した再犯者となっており、非行等の問題を抱えた青少年の立直り支援が重要となっています。

【施策の方向】

非行少年が再び非行を犯さないよう、少年サポート事業などを通じ、非行の程度や当事者を取り巻く環境に応じた立ち直りの支援に取り組みます。

また、非行少年やその家族に対する相談や指導活動の充実を図ります。

【推進する取組み】

▽社会復帰活動の支援

- ・非行少年などの立直りを地域から支援するため、地域における保護司、児童委員、少年警察ボランティア等と連携し、相談や体験学習、技能習得などの手助けを行います。
- ・関係機関の連携を強化し、地域における身近な相談体制の整備を図るとともに、相談員の資質向上のため、専門研修、合同研修の充実を図ります。

(3) 薬物乱用の防止・啓発

【現状・課題】

青少年におけるシンナー等の薬物乱用は大きく減少していますが、依然、覚せい剤の乱用事件が発生するとともに、近年では大麻、MDMA等合成麻薬の拡大が懸念されており、予断を許さない状況にあります。

【施策の方向】

青少年の薬物事犯は、その原因の多くが、薬物に対する正しい知識が不十分で、薬物乱用がもたらす身体的、精神的な恐ろしさを知らないことによるものです。

青少年が興味本位で薬物等に手を出すことのないよう、薬物乱用の危険性・有害性についての正しい知識を身につけられるよう薬物乱用等の防止・啓発に努めます。

【推進する取組み】

▽薬物乱用防止のための啓発・指導

- ・安易な動機で薬物乱用に陥ることのないよう、薬物乱用の危険性・有害性を十分に認識させるため、予防啓発活動を推進します。
- ・薬物乱用防止教室の開催など、小学生（高学年）から大学生の幅広い年齢層に対して薬物乱用防止教育の充実を図ります。
- ・薬物乱用者の社会復帰のための相談体制及び家族への支援の充実を図ります。

【指標】

No.	指標名	現況値	目標値(H26年度)
1	薬物乱用防止教室受講者数(保健所職員講師分)	H19 年度 28,469 人	31,000 人

○ 地域力を生かした思いやりあふれる環境の中で青少年を育成します。
(基本目標Ⅲ)

1 子どもをはぐくむ家庭づくりと大人の意識改革

(1) 子どもの成長を支える家庭づくり

【現状・課題】

子どもの問題行動の増加や低年齢化、児童虐待等の相談件数の増加の背景として、家庭の教育力の低下が指摘されています。また、核家族化が進む中、しつけや子育てに不安を感じ、自信が持てないという保護者も少なくありません。このような現状を踏まえ、平成18年12月に改正された教育基本法において、家庭教育に関する保護者の努めや、家庭の自主性を尊重しつつ、行政の家庭教育への支援という考え方を取り入れられました。

【施策の方向】

家庭教育は、子どもが基本的な生活習慣や善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身につける上での基盤となるものです。

このような家庭教育の持つ重要な役割を踏まえながら、家庭に対する支援の充実に努めるとともに、学校や地域の力を活用した子育て家庭への支援を推進します。

また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進するなど、子どもとのふれあいを図りやすい環境づくりを進めます。

【推進する取組み】

▽家庭教育の重要性の啓発

- ・親子のコミュニケーションづくり、子どもの心身の発達やしつけ、性に関する教育、情報活用能力、就労などについての学習機会を充実します。
- ・毎月第三日曜日の「家庭の日」の啓発活動を推進するとともに、親子によるさまざまな体験活動等の機会を充実します。
- ・家庭教育の自主性を尊重しつつ、子育てに関する学習の機会や情報の提供、子育てに関する相談体制の整備などの取組みを推進するとともに、親支援のネットワークづくりを促進し、家庭における教育を支援します。

▽地域による子育て家庭への支援

- ・高齢者をはじめとした、地域の住民による子育て支援の取組みを支援します。
- ・中央児童相談所において、子育ての不安や悩み等さまざまな児童問題に関する相談を電話や電子メールで受け付け、適切な助言を行います。
- ・悩み電話相談窓口を設置し、教育、学校生活、家庭生活に関連した不安や悩みについて、電話相談を実施します。

▽仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

- ・仕事と生活の調和のとれた環境づくりのため、「ワーク・ライフ・バランスアドバイザー」を企業に派遣するとともに、取組みの優れた企業を表彰するなどにより、企業や社会全體に対する啓発を推進します。
- ・放課後児童クラブの拡充やファミリー・サポート・センター²⁰の普及、啓発等により、子育てと仕事の両立を支援します。
- ・育児休業制度について、パンフレットやホームページ等を活用して一層定着するよう周知を図るとともに、育児休業取得者に対し、生活安定に必要な資金を低利で融資します。

▽ひとり親家庭への支援

- ・ひとり親家庭においても安心して子育てができるよう、経済的支援、就業支援、生活支援等による総合的な自立支援を進めます。

【指標】

No.	指標名	現況値	目標値(H26年度)
1	県内各地で実施された家庭教育事業の数	H20 年度 1,020 事業	増加を目指す
2	福島県次世代育成支援企業認証数 ²¹	H20 年度 213 社[累計]	450 社以上[累計]
3	年次有給休暇取得率	H20 年度 50.3%	60.0%
4	放課後児童クラブ設置数	H21 年度 322 カ所	362 カ所以上
5	ファミリー・サポート・センターの設置数	H20 年度 23 カ所[累計]	30 カ所[累計]

²⁰ ファミリー・サポート・センター：子どもの育児等の援助を受けたい人（依頼会員）と援助を行いたい人（提供会員）とが会員となり、地域の中で会員同士がお互いに助け合う活動を支援する組織で、保育施設などでは対応できない子育て（保育所・幼稚園・小学校への子どもの送り迎えなど）を、一時的または補助的に手助けするものです。

²¹：仕事と育児の両立支援に積極的に取り組む中小企業や、仕事と生活のバランスが取れる働きやすい職場環境づくりに向けて、総合的な取組みを行っている企業を県が認証する制度です。

(2) 子どもを育てる大人の意識改革

【現状・課題】

「子どもは社会を映す鏡」といわれるよう、成長の過程にある青少年は周囲の大人や社会環境などの影響を受けやすいものです。青少年の健全育成に関する問題は、大人社会の問題でもあることを一人ひとりの人が認識することが大切です。

【施策の方向】

青少年が健やかに育つためには、親をはじめ地域の人が自らの生き方を見つめ直し、青少年を地域で守り育てることは「大人の責任」であることを広く認識し、実際の行動に結び付けてもらうことが大切です。

このため、「大人が変われば、子どもも変わる運動」を支援するなど、地域の大人の意識改革、啓発活動を推進します。

【推進する取組み】

▽「大人が変われば、子どもも変わる運動」等の推進

- ・青少年育成県民会議等と連携し、「大人が変われば、子どもも変わる運動」を推進するとともに、あいさつや声かけ運動など、青少年を温かく見守る地域の取組みを促進します。
- ・地域や職場における青少年育成に関する問題をテーマにした研修会に講師を派遣し、地域で青少年を育成する機運を醸成するとともに、青少年育成のための実践的な活動や取組みを支援します。

【指標】

No.	指標名	現況値	目標値(H26年度)
1	大人への応援講座の受講者数	H20 年度 66,855 人 [累計]	増加を目指す

2 青少年を育成する地域力の強化

(1) 地域力を生かした青少年の育成

【現状・課題】

教育は、単に学校だけではなく、家庭、地域社会が、それぞれ適切な役割分担を果たしつつ、相互に連携して行われることが重要であるとされています。

しかし、社会の進展や価値観・ライフスタイルの多様化に伴い、核家族や共働き世帯等が増加するとともに、地域社会においては、人々の集う機会が少なくなり、人間関係が希薄になってきています。

このような中で、親は孤立し、育児や子育てに対する不安や負担感などが増大しています。

青少年の健全育成を推進するためには、NPO等との連携を進め、地域全体で青少年をはぐくむことが必要となっています。

また、企業等においては、社員が子どもの学校行事や地域活動に参加しやすい職場環境をつくるなど、仕事と生活のバランスのとれた働き方の実現が求められるとともに、企業施設の地域への開放や住民活動への参加、支援等、青少年を育成する取組みへの積極的な貢献が期待されます。

【施策の方向】

青少年が心身ともに健全に育つためには、保護者や教師だけでなく、地域の人々との適切な関わりが欠かせません。青少年が地域でのさまざまな体験活動や交流の中で、豊かな社会性を身につけつつ成長していくことができるよう、人材活用や環境整備を推進します。

また、青少年を育成する「地域力」を高めるためには、NPO等による地域づくりや企業等による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進などが不可欠であり、このような取組みについて支援をしていきます。

【推進する取組み】

▽家庭・学校・地域の連携

- ・学校教育において、保護者や地域住民等、豊富な体験を持ち、さまざまな活動を行っている身近な大人の参加を図ります。
- ・PTA活動など、学校と家庭の連携によるさまざまな取組みを促進します。
- ・地域の人々によるボランティア活動等の協力のもと、地域全体で学校教育を支援する体制づくりを促進し、教員や地域の大人が子どもと向き合う時間を確保するとともに、地域の人々が自らの学習成果を活かす場が広がることを促進します。
- ・「ふくしま教育の日」を含む「ふくしま教育週間」を中心として、日常の様子や子どもたち、教職員の姿を地域住民に見てもらう「学校へ行こう運動」を進めます。

▽NPOや企業との連携

- ・子育てサークルに関する情報提供やネットワーク化の促進等による機能強化を図るなどにより、子育て支援団体等による子育て家庭への支援の充実を図ります。
- ・青少年育成に関わるNPO・民間団体等の情報を収集・提供するなどにより、連携して青少年育成活動に取り組めるよう支援します。
- ・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を促進し、子育てに配慮した働き方や職場における子育て支援を普及するため、企業における柔軟な勤務形態や働き方の見直しについて啓発を行うとともに、子育て支援に積極的な企業を支援します。

【指標】

No.	指標名	現況値	目標値(H26年度)
1	地域住民やNPO等による地域づくり活動に積極的に参加していると回答した県民の割合(支援を含む)	H21年度 18.20%	上昇を目指す
2	NPOやボランティアと県との協働事業数	H20年度 96事業 [累計]	125事業以上[累計]
3	福島県次世代育成支援企業認証数	H20年度 213社[累計]	450社以上[累計]

(2) 地域コミュニティづくり

【現状・課題】

登下校時の児童生徒を狙った犯罪などへの心配から、放課後等において安全に活動できる場の確保が求められており、このような場として、児童館・公民館や放課後子ども教室・放課後児童クラブなどが関係機関・団体、NPO等の連携・協力により提供されています。

また、伝統芸能の継承など地域の文化活動は、青少年の居場所づくりや地域コミュニティの形成に寄与しています。

このような地域における居場所については、中・高校生等においても必要性が高まっています。

【施策の方向】

青少年を地域社会の中で心豊かに、健やかにはぐくむためには、家庭、学校、地域が一体となって守り育てていくことが重要です。地域の力を結集し、青少年と地域住民との交流の基盤となる地域コミュニティづくりを進めます。

【推進する取組み】

▽青少年のための居場所づくり

- ・放課後子ども教室や放課後児童クラブの設置を支援し、放課後における子どもの健全育成と安全で健やかな居場所づくりを推進します。
- ・青少年が気軽に立ち寄ることができ、勉強や話し合いをしたり、悩み事を聞いてもらったりすることのできる地域の居場所が拡充されるよう市町村やNPO等と連携を強化します。
- ・青少年や家族が親しめる都市公園や緑地等の整備を進めるとともに、生物の良好な生息・生育環境に配慮した自然豊かな川づくりをすすめ、青少年が自然を体験し、学ぶことができる河川空間の整備を進めます。
- ・青少年の居場所、活動の場の一つとして、子どもから高齢者まで幅広い年齢層を対象とする総合型地域スポーツクラブ²²の設立・育成・定着を支援します。
- ・大学生等の若者の力を活用して、過疎・中山間地域にある集落の活性化を図ります。

▽地域コミュニティづくり

- ・子育て親子の交流等を促進する地域子育て支援拠点の設置を推進し、子育て等に関する相談、援助や地域の子育て関連情報の提供等、親の子育てへの負担感の緩和を図るとともに、子育ての楽しさ、喜びを感じるような環境を整備します。
- ・地域住民の学習やスポーツ活動などのために活用できるよう、学校の実態に応じた開放を進めます。
- ・地域づくり総合支援事業などを通じ、民間団体等が行うコミュニティ再生のための取組みを支援します。
- ・地域一体となって青少年育成に取り組む実践事例等の情報を収集・提供するとともに、優良事例の表彰を行います。

²² 総合型地域スポーツクラブ：身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、①子どもから高齢者まで（多世代）、②様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、③初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブをいいます。

【指標】

No.	指標名	現況値	目標値(H26年度)
1	放課後児童クラブ設置数	H21 年度 322 カ所	362 カ所以上
2	地域子育て支援拠点(センター型・ひろば型・児童館型)施設数	H20 年度 67 カ所 [累計]	95 カ所[累計]
3	子どもたちが健やかに育つ環境が整っている地域に住んでいると回答した県民の割合	H21 年度 64.20%	上昇を目指す

(3) 地域の青少年指導者や青少年育成団体活動の推進

【現状・課題】

青少年の健全育成活動においては、地域の青少年指導者や青少年育成団体等、民間のボランティアがとても重要な役割を果たしてきました。

今日、青少年を取り巻く社会環境をはじめ、青少年自身の関心事や興味のある事柄にも変化が見られており、このような中で、青少年健全育成活動をさらに活発化させていくためには、個々の活動内容を見直し、現在の青少年のニーズに合ったものにしていくとともに、活動情報の交換や協力体制の整備など、相互の連携を深めていくことが重要となっています。

【施策の方向】

青少年育成県民会議や青少年団体連絡協議会等との連携により、さまざまな活動に取り組む地域の団体やN P O等についての情報を共有化し、各団体等が連携して青少年育成に取り組む活動を広げるとともに、研修などを通じた指導者の育成に取り組みます。

【推進する取組み】

▽青少年育成団体活動の活性化

- ・地域に根ざした活動を行う青少年育成団体の活動を支援します。
- ・青少年育成団体の活動内容について、情報収集し、ホームページ等で提供するなど活動の活性化を支援します。

▽青少年活動指導者の育成

- ・関係団体等と連携し、青少年活動を企画運営する指導者とその活動を支える青年リーダーの資質向上に努めます。

【指標】

No.	指標名	現況値	目標値(H26年度)
1	青少年育成活動推進指導者研修会参加者数	H20 年度 2,116 人[累計]	3,300 人以上[累計]

(4) 県民運動の推進

【現状・課題】

青少年の健全育成の推進にとって、地域の力がますます重要となっている現在、その原動力として県民と一緒に取り組む県民運動を充実、活性化していく必要があります。

【施策の方向】

青少年育成県民会議や市町村民会議との連携強化を図るとともに、新“うつくしま、ふくしま。”県民運動、子育て支援を進める県民運動、食育運動など、関連する運動との連携を進めることにより、重層的な県民運動の推進を図ります。

【推進する取組み】

▽青少年育成県民運動の推進

- ・青少年育成県民会議や市町村民会議、学校、N P Oなどの関係団体との連携を強化するとともに、「家庭の日」、「食育運動」、「ダメ・ゼッタイ運動」、「交通安全」、「有害環境の浄化」などの関連する運動や取組みとの連携協力を進めるなど、県民参加による運動の推進を図ります。

【指標】

No.	指標名	現況値	目標値(H26年度)
1	青少年育成県民運動連携事業数	H21年度 563件	増加を目指す

3 社会環境の健全化

(1) 有害環境の浄化活動の推進

【現状・課題】

近年、青少年を取り巻く社会環境は急速に悪化しており、青少年の健全な育成において有害な図書類、映像・ゲームソフトや、個室性の高い店舗などは、しばしば非行や問題行動の誘因ともなっています。

また、インターネット上の過激な性や暴力に関する情報などにより、青少年が犯罪被害に巻き込まれたり、時には加害者として事件を起こしてしまう場合も見受けられます。

【施策の方向】

青少年を取り巻く社会環境は発達途上にある青少年の人格形成に強い影響を及ぼすことから、青少年健全育成条例の適正な運用のもと、有害図書類の販売等や深夜はいかいなど青少年の健全な育成を阻害する行為を規制するとともに、携帯電話等の利用におけるフィルタリング²³の普及啓発など、青少年の安全・安心なインターネット利用に向けた取組みを進めます。

また、こうした問題について、社会全体が認識し、健全な社会環境づくりに責任を持って取り組んで行けるよう関係機関・団体、業界等と連携を図り啓発広報を展開していきます。

【推進する取組み】

▽青少年健全育成条例の適正な運用

- ・有害図書等に関する規制、わいせつな行為の禁止、深夜外出の制限など青少年の健全な育成を阻害する行為を規制するとともに、インターネット利用環境の整備などを定める青少年健全育成条例の適正な運用・普及啓発に努めます。
- ・関係機関・団体・業界等と連携を図りながら青少年を取り巻く有害な社会環境の浄化意識の啓発や浄化活動を促進するとともに、業界の自主規制などの取組みを支援します。

▽インターネット上の有害情報対策

- ・インターネットの有害情報から青少年を守るため、関係機関・団体等と連携協力し、広報啓発活動を推進します。

【指標】

No.	指標名	現況値	目標値(H26年度)
1	有害図書類の区分陳列及び適正表示の実施率 ²⁴	H21 年度 85.0%	上昇を目指す

²³ フィルタリング（3ページ参照）

²⁴ 有害図書類の区分陳列及び適正表示の実施率：書店等の図書類販売業者における福島県青少年健全育成条例に定める有害図書類の区分陳列及び適正表示の実施率であり、数値は毎年行う社会環境実態調査（抽出調査）の結果によります。

(2) 子どもの安全の確保

【現状・課題】

都市化や過疎化などが進行する中、地域コミュニティの連帯感が希薄となり、地域の防犯力が低下することが心配されています。

特に、子どもは、交通事故や連れ去りなどの被害に遭いやすいとともに、登下校時や身近な生活の場において、重大な事件・事故に巻き込まれることも少なくありません。

このような中、本県では、平成21年4月から安全で安心な県づくりの推進に関する条例を施行し、一人ひとりが地域社会の構成員として連携・協力し、安全な地域づくりに取り組むことを推進しています。

【施策の方向】

「自らの安全は自ら守る 地域の安全は地域で守る」という認識の下、県民一人ひとりの防犯や交通安全に対する意識の高揚を図るとともに、事故や犯罪被害に巻き込まれやすい子どもや女性に対しては、自衛のための知識や対応などの指導や広報に努めます。

また、地域の安全確保のため、関係機関・団体やボランティア等と連携協力しながら、地域での防犯訓練、防犯パトロール、交通安全保護・誘導活動などの自主的な活動を支援します。

【推進する取組み】

▽地域防犯活動の推進

- ・地域の安全ボランティア等と連携しながら、小・中学校における児童生徒の登下校時の安全確保を促進します。
- ・学校等と連携し、子どもの事故防止、被害防止に関する知識や対応等の指導を行うなど、子どもの自己防衛能力の向上と地域全体の防犯意識の高揚を図ります。

▽交通安全の推進

- ・地域の交通ボランティア等と連携しながら、通学路等における交通安全の確保を推進します。
- ・青少年の交通事故を防止するため、学校、地域等における交通安全に関する教育や広報・啓発を推進するとともに、児童生徒をはじめすべての人が安全に通行できる交通環境を整備します。

▽被害少年等に対する支援

- ・被害少年や親に対する保護支援を行うため、カウンセリングの実施など、少年サポートセンター等を中心とした関係機関の活動の充実、強化、連携を図ります。
- ・犯罪被害に関する刑事手続きや法的救済制度の内容などについての情報提供を図ります。
- ・民間団体、行政、司法機関、教育機関、各種法人等により、被害者等支援連絡協議会を設置し、相互に連携、情報交換等を行いながら、犯罪等により被害を受けた青少年に対する支援を進めます。

【指標】

No.	指標名	現況値	目標値(H26年度)
1	犯罪発生件数(刑法犯認知件数)	H20年 19,582件 (刑法犯認知件数)	19,000件以下 (刑法犯認知件数)
2	すべての人が安心して通れるように配慮して整備された歩道の延長	H20年度 467km	580km以上
3	スクールガード ²⁵ の人数(公立小・中学校1校当たりの平均人数)	H21年度 88.0人	増加を目指す
4	子どもの交通事故死傷者数	H20年 989人	継続的な減少を目指す

²⁵ スクールガード：児童生徒の登下校時の見守りや通学路の危険箇所の巡回監視を行う地域のボランティアです。

第4章 プランの実現に向けて

1 県の推進体制

- (1) 知事を本部長とする福島県青少年健全育成推進本部において、部局間相互の調整を図り、青少年育成施策の取組みを総合的に推進します。
- (2) 福島県青少年健全育成審議会の調査・審議等を通して、専門的な意見・提言を施策に反映するよう努めます。
- (3) 青少年の実態や青少年に関する県民の方々の意識やニーズを的確にとらえるよう努めるとともに、施策に反映するよう努めます。

2 プランの普及

県ホームページをはじめ各種の広報手段により、本プランの内容について県民の方々に広報するとともに、各種会議等の機会をとらえて関係機関に説明するなど周知を図り、県民あげて青少年育成に取り組むよう理解と協力を求めます。

3 プランの進行管理等

- 本プランが具体的かつ効果的に実行されるよう、次のことに取り組みます。
- (1) 施策の達成状況について、毎年度、「指標」により点検・評価します。
 - (2) プランの基本方策に対応した各部局の施策・事業について、毎年度把握し、事業計画として公表します。また、進行管理の結果について、わかりやすく公表し、効果を検証しながら、より効果的な施策・事業の実施に努めます。
 - (3) 地域における連携体制やプランの基本方策に応じた実際の活動事例等を収集し、関係機関・団体に提供します。
 - (4) 社会環境の変化が顕著な場合には、計画期間の途中においても取組みの変更・追加を行い、柔軟に対応できるようにします。

4 地域全体での取組み

- (1) 家庭、学校、職場、団体等と力を合わせ、それぞれの役割を十分に發揮して、青少年育成に取り組みます。
- (2) 青少年育成の活動を行う各種団体や組織体を支援するとともに、地域のさまざまな団体・個人の青少年育成活動への参加を促進します。

5 市町村との連携

- (1) 住民の身近にあって住民に直結する施策を展開している市町村と、情報交換を密にし、協力・連携のもとに施策の推進体制の強化を図ります。
- (2) 青少年育成指導者の研修会等を通して、市町村の青少年育成担当者と共通の理解を図り、共通の認識を持つよう努めます。

6 県民運動の展開

- (1) 福島県青少年健全育成推進本部を中心に、家庭、学校、職場、関係機関・団体等がそれぞれの役割を認識し、互いに協力しあって青少年の健全育成を推進する県民運動を実施します。
- (2) 福島県青少年育成県民会議や青少年育成市町村民会議の活動を促進とともに、NPOなど関係団体とのかかわりを強化します。

※ 福島県青少年育成県民会議とは

明日の福島県を担う青少年の健全な育成を図る県民運動を推進することを目的に、昭和41年に設置された青少年育成県民運動の推進母体です。「大人が変われば子どもも変わる県民運動」や、「地域の子どもは、地域で守り育てる運動」などを推進しています。

※ 青少年育成市町村民会議とは

青少年の非行防止と健全育成の取り組みは地域社会の中で青少年とともに日常的な活動を展開することが重要であるとして、住民運動の推進母体として市町村民会議づくりが行われ、平成9年度までに県内すべての市町村に設置され、地域に根ざした活動が行われています。県や青少年育成県民会議が推進する青少年育成県民運動においても大きな役割を果たしています。

7 県民一人ひとりの取組み

県民の方々、一人ひとりが青少年の健全な育成に関心を持ち、青少年を地域全体で健やかにはぐくむ気運づくりを推進します。